

新たな国際標準戦略に基づく
専門サービス育成強化のための調査分析

報告書

(全体版)

2026 年 3 月 31 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目次

1	業務の目的.....	4
2	業務の内容および方法	6
	(1) 試験・認証機関等の見える化・連携促進に向けた調査・分析.....	6
	(2) ニューアプローチ・グローバルアプローチの導入による影響の調査・分析と今後の施策の方向性 についての分析.....	7
	(3) (1)・(2)を検討するための会議体の企画・運営	8
3	試験・認証機関等の見える化・連携促進	9
	(1) 概要.....	9
	(2) アンケート調査.....	9
	(3) ヒアリング調査概要	20
	(4) 試験・認証機関等の見える化.....	22
	① 見える化の範囲・分類	22
	② 見える化プラットフォーム（アンケート調査結果から）	43
	(5) 国内で不足し得る試験・認証サービス（アンケート、ヒアリング結果から）	48
	(6) 試験・認証機関等の連携促進（アンケート、ヒアリング結果から）	52
4	ニューアプローチ・グローバルアプローチ.....	55
	(1) 調査・分析の目的.....	55
	(2) 公開情報による調査内容.....	58
	① ニューアプローチ、グローバルアプローチ、ニューレジスレイティブフレームワークの背景 58	
	② ニューアプローチ(NA).....	59
	③ グローバルアプローチ(GA)	59
	④ ニューレジスレイティブフレームワーク(NLF)	60
	⑤ NA/GA/NLF の関係.....	61
	⑥ NA/GA/NLF における主要な用語.....	61
	⑦ NA/GA/NLF の分析.....	63
	⑧ NA/GA/NLF の評価.....	66
	⑨ NA/GA/NLF と”個別法令・詳細技術基準中心モデル”の比較.....	71
	(3) ヒアリングのまとめ（NA/GA/NLF）	72
5	会議体の企画・運営	73
	(1) 概要.....	73
	(2) 企画・運営.....	74
	(3) 委員からの主なご意見	75
	① 見える化・連携強化について	75
	② NA/GA について	76

6	報告書の作成.....	78
(1)	概要.....	78
7	参考・引用文献リスト	79

1 業務の目的

企業や産業の発展を促進する重要な要素として、国際標準を戦略的に使いこなす重要性に対する認識が世界的にますます高まり、その主導権を巡り、世界でグローバル企業の活動や各国政府の動きが活発化している。

国際標準は、社会課題の解決に向けた先進的な技術やイノベーションの社会実装の促進に貢献するものであるとともに、国際的な競争優位性や、新たな国際市場を獲得するための重要な手段である。特に、地球規模で、様々な分野における DX の進展やデータプラットフォーム構築、生成 AI の能力向上が進み、異なる分野同士の融合・連携が進む一方、地政学的な対立や経済安全保障の重要性が高まっており、単純な相互接続性の確保に留まらず、場合によっては特定国に限って相互接続性を確保するものとして、標準を戦略的に活用する傾向が加速している。その結果、リスクが高まりつつあるグローバルな政治・経済の中で、国際ルールとしての国際標準の位置付けがますます重要となっている。

このような背景を踏まえ、政府として「新たな国際標準戦略」（令和 7 年 6 月知的財産戦略本部決定）を策定、その中では、特に国際標準活動を支える専

専門組織である規格策定機関、認定機関、認証機関、試験機関の果たすべき役割の大きさや、経済安全保障の観点からの国内における試験・認証機能の重要性を明記するとともに、具体的施策として、「専門サービスを育成・強化し、その活用を拡大する」「規制・規格・認証を一体的に推進する」「国際相互認証制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する」などが盛り込まれたところである。

本業務は、このような状況を踏まえ、試験・認証機関等の見える化や連携促進、ニューアプローチ・グローバルアプローチの導入による影響及び今後の専門サービスの活用促進に向けた検討のための業務を行うものである。

2 業務の内容および方法

(1) 試験・認証機関等の見える化・連携促進に向けた調査・分析

国内に所在する試験・認証機関によって提供される試験・認証サービスについて、認定機関の協力も得ながら、業種や所管を問わず収集し、そのサービス内容や連絡先などの情報を取りまとめる。

また、試験・認証サービスのユーザー企業や業界団体、有識者等へのヒアリング・アンケート等を通じ、国内の試験・認証ニーズを聴取し、今後、国内で不足し得る試験・認証サービスについての調査・分析を行う。

さらに、試験・認証機関等からのヒアリング等を通じて、国内の試験・認証機関同士による連携可能性について調査・分析を行う。

公開情報等調査では、政府の文書、国内外の書籍、論文、国内外の団体や研究者の調査研究報告書、データベース情報及びインターネット上で公開されている情報を利用する。

実施業務の詳細は、3 試験・認証機関等の見える化・連携促進に記載している。

(2) ニューアプローチ・グローバルアプローチの導入による影響の調査・分析と今後の施策の方向性についての分析

欧州における 1985 年の「技術的調和と規格に関するニューアプローチ指令」や 1989 年の「認証と試験に関するグローバルアプローチ指令」、及びその後の取組を通じた規制と標準・認証を一体的に推進するアプローチによる経済的・社会的な効果についての調査・分析を行った上で、我が国においてニューアプローチ・グローバルアプローチを導入した場合に想定される経済的・社会的インパクトについての調査・分析を行う。

その上で、上記の分析結果を踏まえ、我が国において経済的・社会的に好影響をもたらす標準・認証・試験の活用を促進するための制度や、国家間・認定機関間・認証機関間の国際相互承認の活用や、経済安全保障上の観点を含めた施策のあり方の分析を行う。

試験・認証機関、業界団体、個別企業、有識者等を対象に、ヒアリングとアンケートを実施する。

公開情報等調査では、政府の文書、国内外の書籍、論文、国内外の団体や研究者の調査研究報告書、データベース情報及びインターネット上で公開されている情報を利用する。

実施業務の詳細は、4 ニューアプローチ・グローバルアプローチに記載している。

(3) (1)・(2)を検討するための会議体の企画・運営

(1)・(2)について専門的な観点（必ずしも国際標準からの専門的知見に限らず、経営や産業その他専門的知見を含む。）から指導・助言やアイディア出しを受けるための会議体の企画・運営を行う。

同会議体では、委員となる有識者（標準関連団体、民間企業・業界団体、学識経験者、関係省庁等）を中心として、内閣府と受注者が事務局となる形で開催する。委員数は10名程度とし、年度内に3回程度開催することを想定しているが、その建付けについては、受注者で企画した上で、内閣府担当者と協議の上で決定する。その上で、受注者において、会議体運営の事務を行う。

実施業務の詳細は、5 会議体の企画・運営に記載している。

3 試験・認証機関等の見える化・連携促進

(1) 概要

国内に存在する試験・認証機関等により提供される試験・認証サービスについて、認定機関の協力も得ながら、業種や所管を問わず収集し、そのサービス内容や連絡先などの情報を取りまとめた。

試験・認証サービスのユーザー企業や業界団体、有識者等へのヒアリング・アンケートを通じ、国内の試験・認証ニーズを聴取し、今後、国内で不足し得る試験・認証サービスについての調査・分析を実施した。

試験・認証機関等からのヒアリングを通じて、国内の試験・認証機関同士による連携可能性について調査・分析を実施した。

調査・分析は、公開情報等調査（国内外の公的文書、論文、団体による調査研究報告書、データベース等の公開情報を活用しての調査）及び、試験・認証機関、産業団体、個別企業、有識者等を対象に、対面またはオンライン形式によるヒアリングと、アンケート等により実施した。

(2) アンケート調査

①対象

20 の団体・企業、認定機関に対し協力を依頼し、アンケートフォームへの回答、及び excel ファイルにより回答を得た。

②調査目的：

（団体・企業向け）

- ・試験・認証サービスの利用実態把握
- ・試験・認証サービスに関する満足度、課題・改善点
- ・将来の利用動向（総合ポータルサイト含む）とその理由
- ・試験・認証サービスに対する期待分野

（認定機関向け）

- ・国・自治体の制度に基づいて運営されている試験・認証の状況
- ・認定機関から認定されている試験・認証の状況

③実施期間：

2025 年 12 月～2026 年 3 月

④調査結果（団体・企業向け）

団体・企業から 93 件の回答を得た。

回答企業の業種構成を見ると、製造業が大半を占めており、全体の約 9 割を占めている。その他、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、学術研究・専門・技術サービス業などが含まれるが、それぞれ

の回答数は少数である。

従業員規模については幅広い規模の企業から回答が得られているが、300 人以上の企業が全体の大部分を占めており、特に 1000 人以上の企業の割合が比較的高い構成となっている。

回答者の所属部署は、技術・研究開発部門および設計・開発部門が中心であり、これらの部門が全体の過半数を占めている。また、品質管理部門や ISO・規格・認証担当部署など、試験・認証業務に直接関係する部門からの回答も一定数含まれている。

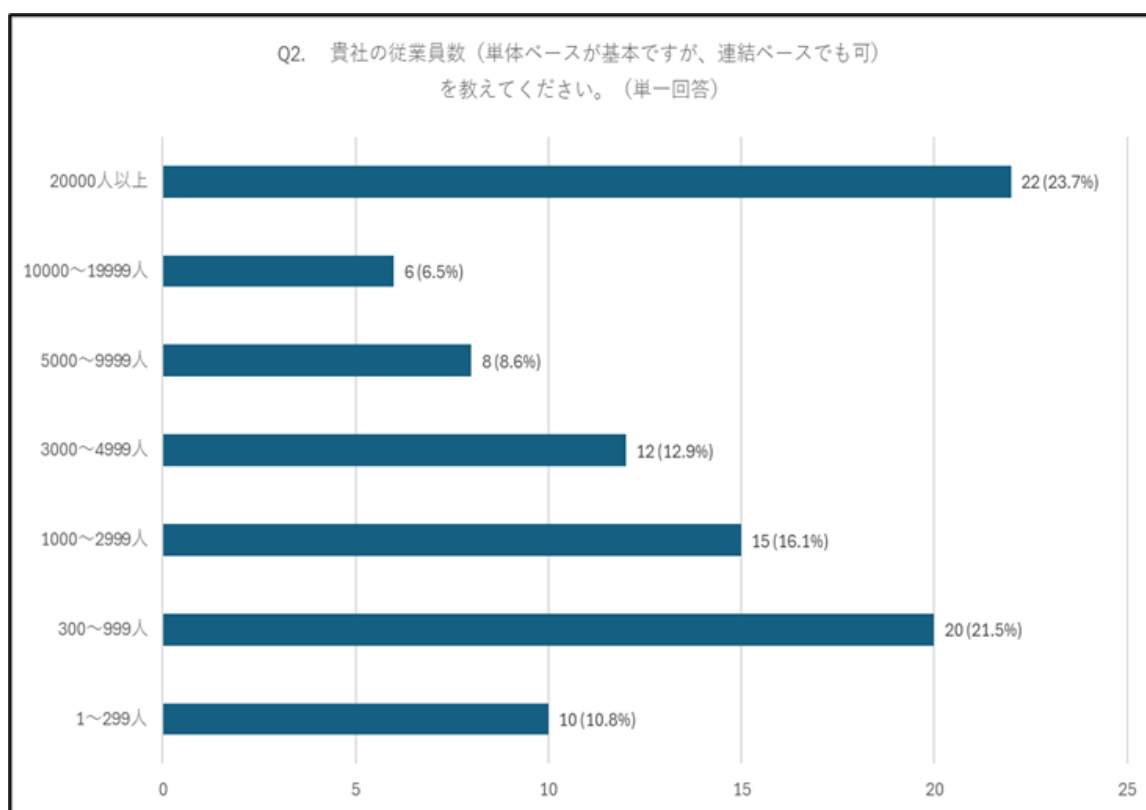


図 3-1 アンケート回答：回答先企業の従業員数

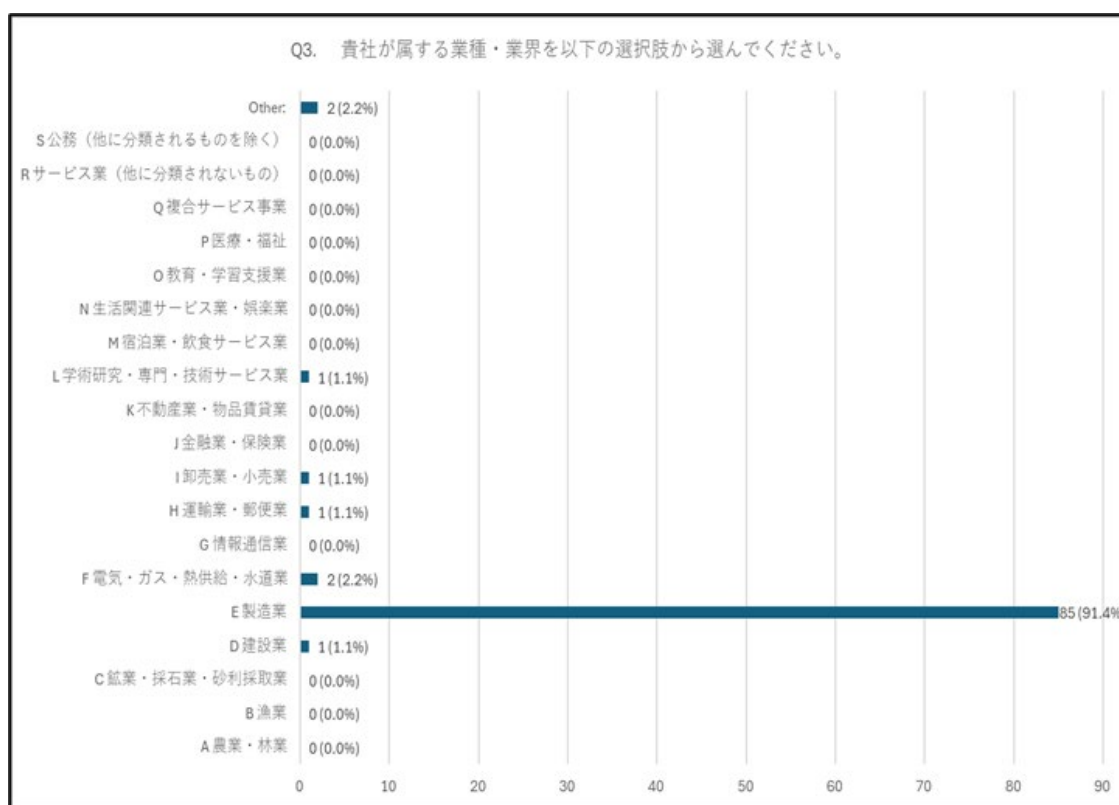


図 3-2 アンケート回答：回答先企業の所属する業界

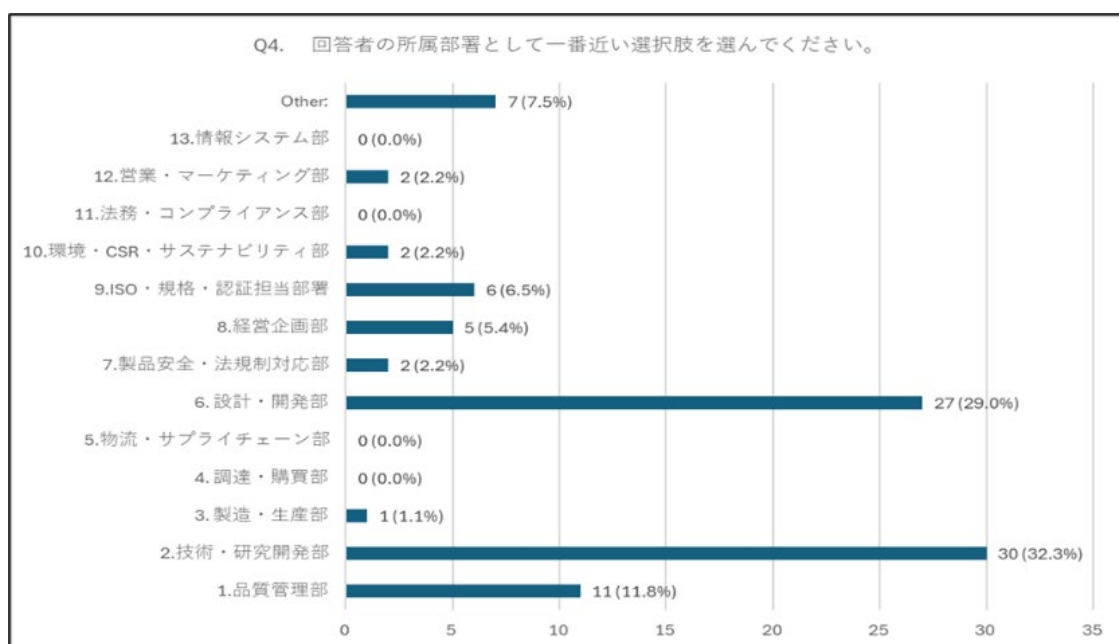


図 3-3 アンケート回答：回答者の所属部門

試験・認証サービスの利用状況については、回答企業の大多数が何らかの試験・認証サービスを利用していると回答している。利用していないと回答した企業は約1割程度であった。

継続的に利用している試験・認証機関の数については、「2～3 機関」と回答した企業が最も多く、次いで「1 機関」が続いている。これらを合わせると過半数を占めており、多くの企業が限定された数の試験・認証機関を継続的に利用している状況が確認された。一方で、4 機関以上を利用している企業も一定数存在しており、複数の機関を併用している企業もみられる。

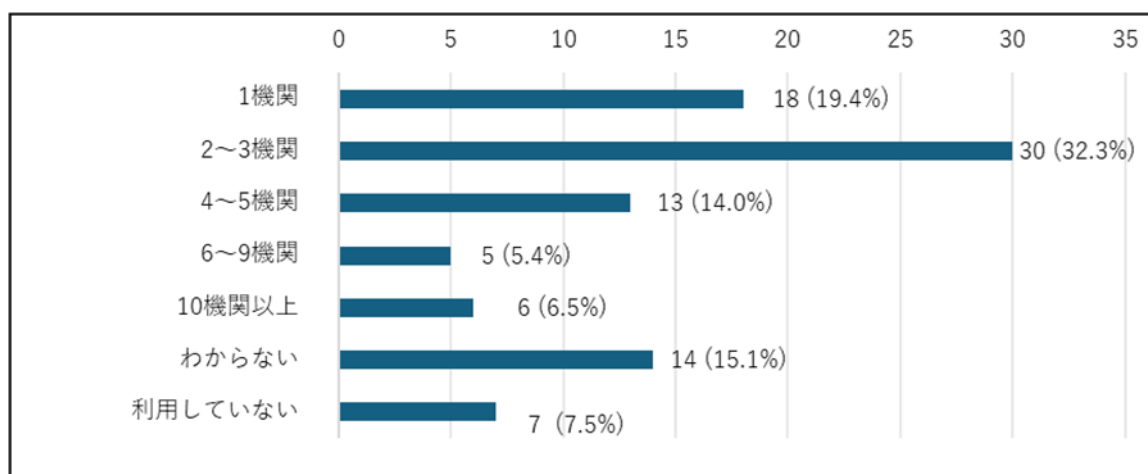


図 3-4 アンケート回答：使用している試験・認証サービス提供機関の数

試験・認証業務の実施体制については、社内実施と外部委託を併用していると回答した企業が最も多く、全体の約半数を占めている。これに対して、「ほぼすべて社内で実施している」と回答した企業と、「ほぼすべて外部に委託している」と回答した企業はそれぞれ一定数存在しており、企業ごとに実施体制が異なる

ことが確認された。

また、一部の企業では試験・評価業務自体をほとんど実施していないとする回答もみられた。

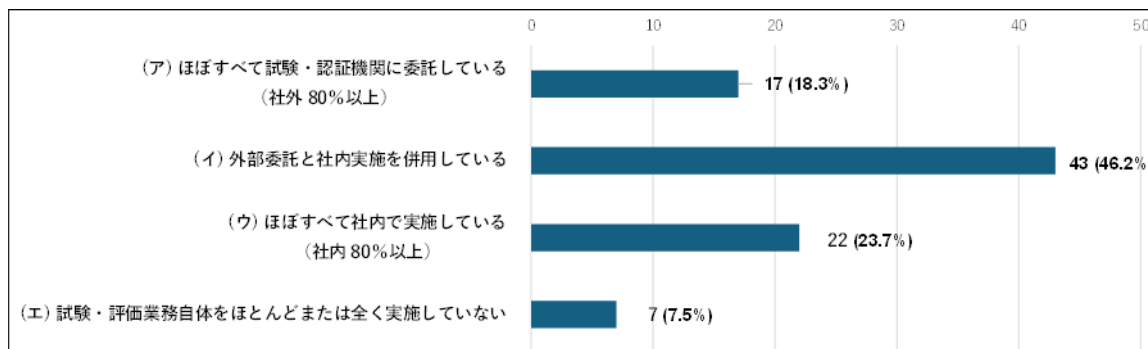


図 3-5 アンケート回答：試験・認証業務の実施体制

試験・認証サービスの利用目的については、複数回答形式で調査を行った。その結果、主要顧客や OEM、取引先からの要請への対応を目的とする回答が最も多く、次いで第三者による評価を通じた製品やサービスの信頼性向上、海外市場への参入における法的要件への対応、日本国内の法令や規制への対応などが多く挙げられた。また、品質向上や不具合防止といった組織内部の改善を目的とする回答や、自社設備では対応できない高度な試験への対応、専門知識の補完といった技術的サポートを目的とする回答も一定数確認された。

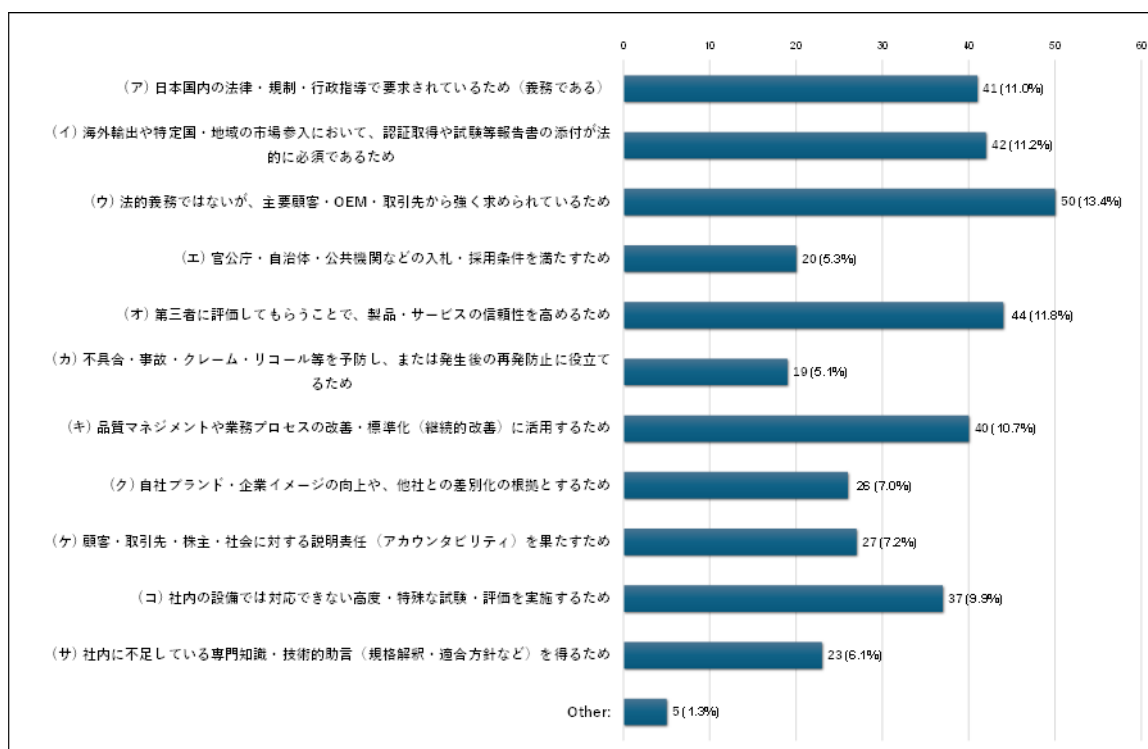


図 3-6 アンケート回答：試験・認証サービスの利用目的

試験・認証サービス全般に対する総合満足度については、10段階評価で調査を行った。その結果、評価は中位からやや満足寄りの水準に集中しており、特に「7」および「8」の回答が多く見られた。一方で、「非常に満足」とする高評価は限定的であり、「やや不満寄り」とする回答も一定数確認された。

また、試験・認証サービスを利用していないため評価できないとする回答も一定割合存在した。

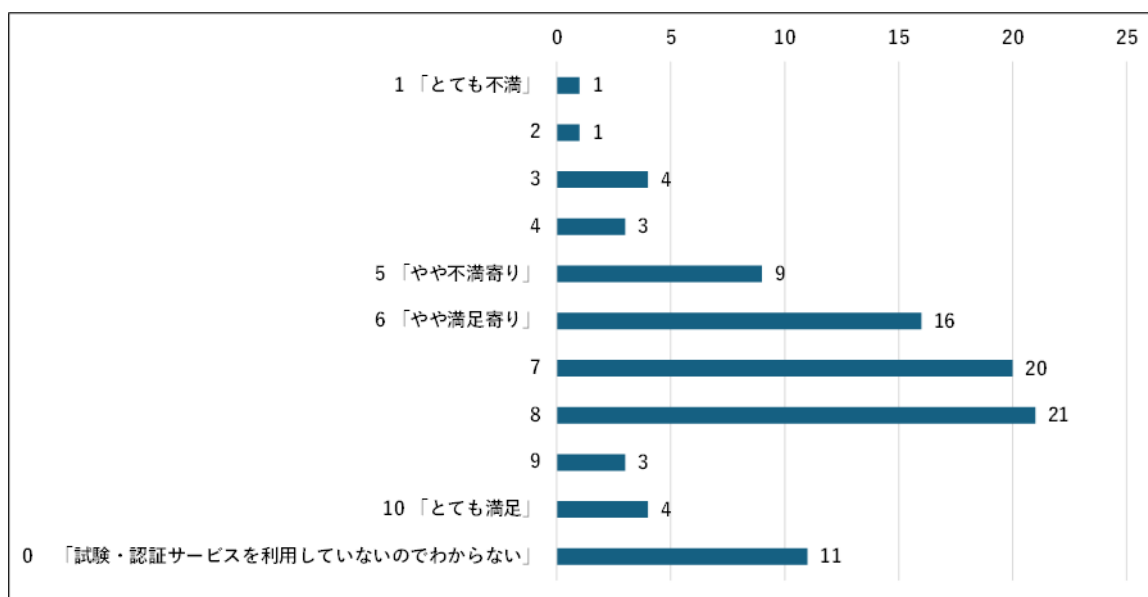


図 3-7 アンケート回答：試験・認証サービス全般に対する総合満足度

試験・認証サービスに関する不満点としては、「試験・審査費用が高い」とする回答が最も多く、次いで「試験・審査に時間がかかる」とする回答が多く挙げられた。

また、「国内で必要な試験・認証サービスが十分に提供されていない」とする回答も一定数確認された。

そのほか、「申請手続や審査プロセスが複雑である」、「技術的サポートや規格解釈の説明が不十分である」といった項目についても回答がみられた。

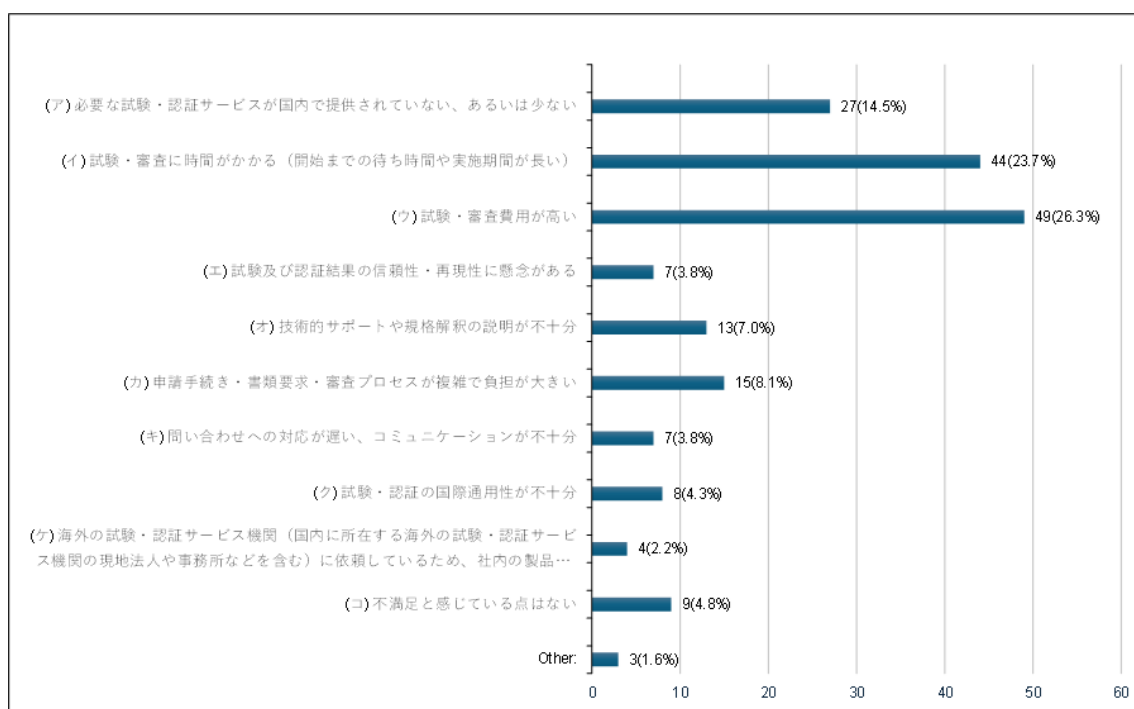


図 3-8 アンケート回答：試験・認証サービスに関する不満点

試験・認証サービスに関する情報収集方法については、「試験機関・認証機関のウェブサイト」が最も多く利用されており、次いで「社内の過去利用実績や評価」、「社内の専門部署からの情報」などが挙げられた。

また、業界団体や標準化団体からの情報、セミナーや説明会、インターネット検索なども一定程度利用されていることが確認された。

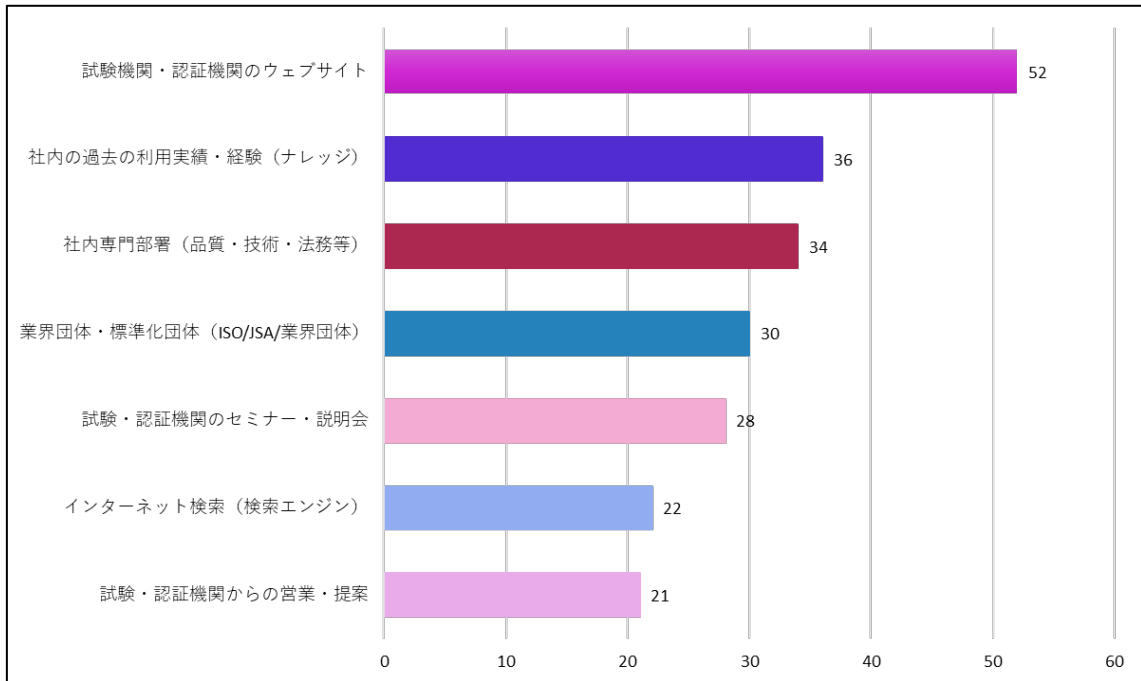


図 3-9 アンケート回答：試験・認証サービスに関する情報収集方法

将来の試験・認証サービスの利用動向については、今後 5 年間の利用頻度について「現状維持」と回答した企業が最も多かった。

一方で、「やや増える」および「大幅に増える」と回答した企業も一定数存在しており、利用増加を見込む企業が約 3 割程度を占めている。

減少を見込む企業は少数であり、「大幅に減る」または「今後は利用しない」と回答した企業は確認されなかった。

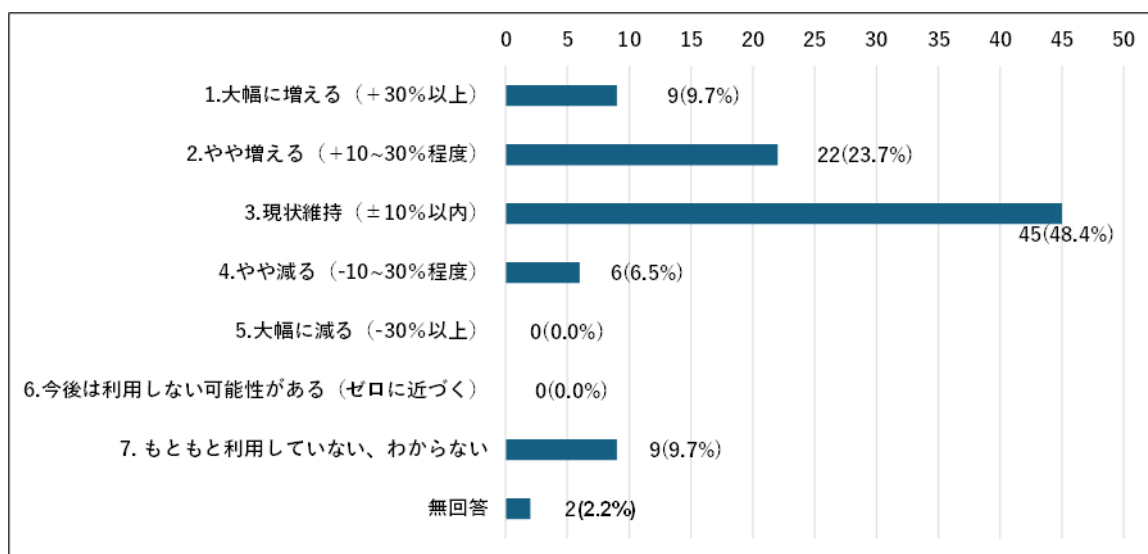


図 3-10 アンケート結果：将来の試験・認証サービスの利用動向

また、国内の試験・認証サービスを一覧化した総合ポータルサイト（見える化プラットフォーム）が整備された場合の利用意向については、「とても使いたい」および「やや使いたい」と回答した企業が約 7 割を占めており、多くの企業が利用意向を示している。

一方で、「どちらともいえない」とする回答も一定数存在しており、明確な否定的回答は少数にとどまった。

試験・認証サービスの育成・強化および連携促進に関する意見としては、人材育成の強化や専門知識の高度化、国際標準化活動への積極的な参画の必要性が指摘された。また、国内試験・認証基盤の拡充や、分野横断的な対応能力の強化を求める声がみられた。

さらに、国際的な相互承認の拡大や海外制度との整合性確保の重要性が示された。一方で、国内サービスの対応範囲不足や海外機関への依存に対する懸念も確認された。加えて、官民連携の強化や情報共有基盤の整備の必要性が指摘された。

以上の結果から、本調査においては、試験・認証サービスが企業活動において広く利用されている状況が確認されるとともに、多くの企業が複数の機関を利用しながら社内実施と外部委託を組み合わせ運用している実態が把握された。

また、試験・認証サービスは、法令対応や市場参入要件への対応、顧客要求への対応、品質や信頼性の確保などを目的として利用されていることが確認された。さらに、将来的な利用頻度については現状維持を見込む企業が最も多いものの、一定数の企業が利用増加を見込んでいる状況が確認された。

(3) ヒアリング調査概要

①対象

9の団体に協力いただいた。また、「第8回認証産業活用の在り方検討会(2026年1月、経済産業省)」において6の産業団体から示された国内の試験・認証のニーズに関するプレゼンテーション資料を調査の参考とした。

②実施期間：

2025 年 12 月～2026 年 3 月

③ヒアリング項目

1) 試験・認証機関、試験・認証サービスの見える化、連携促進

- ・国内における試験・認証のニーズ
- ・今後、国内で不足し得る、あるいは新たに提供を期待する試験・認証サービス

2) 欧州における規制・規格・認証の一体的推進

- ・「(いわゆる) ニューアプローチ・グローバルアプローチ」について
- ・NA/GA による影響、NA/GA の評価、日本で NA/GA が導入された場合に想定される影響

④ヒアリングのまとめ（試験・認証機関、試験・認証サービスの見える化、連携促進）

ヒアリングを通じて、特定重要設備（大電流設備や EV バッテリー関連設備等）の稼働状況や能力に関する詳細な情報へのニーズが確認された。

また、クリーン電力の導入拡大や分散化の進展に伴い、物理的な試験インフラの不足が共通の課題として認識されている。

さらに、専門的な試験・認証結果について、消費者のリテラシーに応じて分か

りやすく翻訳・提供する、いわゆる「コミュニケーションの見える化」の必要性も指摘された。

これらの課題に対応するためには、官民が連携した設備投資支援の推進に加え、それらの設備を最適に活用するための情報プラットフォーム（データベース）の構築が不可欠であるとの意見があった。

欧州における規制・規格・認証の一体的推進に関しては、4（3）ヒアリングのまとめに記載する。

（４） 試験・認証機関等の見える化

① 見える化の範囲・分類

本調査では見える化の主要な範囲を、「新たな国際標準戦略」12 ページに定義されている「専門サービス」を行う組織・機関（規格策定（標準化）を行う組織・機関を除く）および、それらの組織・機関が提供している専門サービスとした。

さらに、経済安全保障、戦略領域・重要領域、規制改革、連携促進等の観点から、見える化が戦略上重要と考えられる試験・認証については、「専門サービス」に該当する・しないにかかわらず、見える化の対象に含めた。

本調査では見える化の対象とする日本国内の試験・認証をその属性・特徴など

から、5つのカテゴリに分類した。

a. 国・自治体の制度に基づいて運営されている試験・認証

国際標準活動の底上げを図る「新たな国際標準戦略」の方針に基づき、国際標準規格を活用している国・自治体制度の現状把握を実施した。

その際、国の制度に基づく認証・試験に関しては、その制度要件が法令により規定されることを前提とした。

棚卸し方法は、法令において、試験所や認証機関が国際的に受容される際に活用される国際規格である ISO 規格、IEC 規格（JIS 規格を含む）を引用している適合性評価制度を、法令の条文(e-gov)により検索した。

これに加え、日本適合性認定協会が業務上把握している適合性評価制度を追加した。棚卸しにより収集した試験・認証機関は所管省庁別に集計した。

試験・認証機関を調査する際の情報源として、以下の機関の Web サイトを用いた。

省庁：経済産業省、農林水産省、厚生労働省、総務省、国土交通省、環境省、

J-クレジット制度

自治体：東京都

独立行政法人：製品評価技術基盤機構認定センター、農林水産消費安全技術セ

ンター認定センター、医薬品医療機器総合機構

団体：日本電気計器検定所、(一社)住宅性能評価・表示協会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、(一財)日本建築設備・昇降機センター

調査の結果、試験・認証サービスを活用している 43 の制度を収集した。これらを認定機関の関与度合いに応じて 3 つのサブカテゴリーに分類した。

a-1) [3 制度] 認定機関による認定が活用されているもの

(JCSS、JNLA、MLAP)

a-2) [13 制度] 認定機関又はそれに準ずる機関が認定審査相当の調査を行い、それに基づき国が登録を決定するもの

(JIS 認証、薬機法の認証など)

a-3) [27 制度] (認定機関が関与することなく) 国が決定機能を有しているものの

調査結果を以下の表に、a-1)を赤色、a-2)を青色、a-3)を黒色で示す。

これらの調査結果から以下のことが分かる。

- ・認定機関による認定をそのまま活用している制度は限定的（3 制度のみ）。

法律においては決定権限を国に残しているためと推測される。

- ・認定機関又はそれに準ずる機関の調査を活用して国が登録を決定するケース

は、今回の調査では 13 制度であった。認定審査に類似する調査を委託し、その調査結果の活用を法律で規定しているためと推測される。

- ・認定機関が関与しないケースは、今回の調査では 27 制度であった。行政機関

（例：保健所）又はそれに準ずる機関が適合性評価活動の主体として位置づけられている制度であるためと推測される。

- ・温室効果ガスの検証に関しては、認定機関の活用が広く行われている。

表 3-1 経済産業省所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

産業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）	230
計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）	274
計量法に基づく特定計量証明事業（MLAP）	68
産業標準化法に基づく JIS マーク制度の登録認証機関	20
製品安全分野の登録検査機関（消費生活用製品安全法）	6
製品安全分野の登録検査機関（電気用品安全法）	9
製品安全分野のガス用品の登録検査機関（ガス事業法）	1
製品安全分野の登録検査機関（液化石油ガス法）	2
高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等	18
ガス事業法に基づく登録ガス工作物検査機関	2
計量法に基づく検定機関（指定検定機関を除く）	49
計量法に基づく指定検定機関	9
計量法に基づく型式承認機関	2

計量法に基づく基準器検査実施機関	49
計量法に基づく計量証明事業者（一般計量証明）	約 4800
計量法に基づく計量証明事業者（環境計量証明）	約 4900

表 3-2 農林水産省所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

日本農林規格（JAS）法に基づく食品等の登録認証機関	80
日本農林規格（JAS）法に基づく有機 JAS の登録認証機関	51
日本農林規格（JAS）法に基づく登録試験業者	0

表 3-3 厚生労働省所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

医薬品医療機器等法に基づく登録認証機関	10
食品衛生法に基づく登録検査機関	93
労働安全衛生法に基づく登録製造時検査機関	3
労働安全衛生法に基づく登録性能検査機関	7
労働安全衛生法に基づく登録個別検定機関	4
労働安全衛生法に基づく登録型式検定機関	9

表 3-4 総務省所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

電波法に基づく登録証明機関	16
電気通信事業法に基づく登録認定機関	12
消防法に基づく検定機関	1

表 3-5 国土交通省所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく登録住宅性能評価機関	123
品確法に基づく登録住宅型式性能認定等機関	5
品確法に基づく登録試験機関	9
品確法に基づく登録省エネ評価機関	7

建築基準法に基づく指定確認検査機関	127
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関	38
道路運送車両法に基づく指定自動車整備事業者	29,870
建築基準法に基づく昇降機等検査員（資格者）	1,559
船舶安全法に基づく小型船舶検査機関	1
航空法に基づく登録検査機関	4

表 3-6 環境省所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

SHIFT 事業における検証機関	8
------------------	---

表 3-7 共管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

J-クレジット制度(J-Credit)における審査機関	4
二国間クレジット制度(JCM)における第三者機関 (TPE)	2
特定機器適合性評価の相互承認(MRA)制度	0
水道法に基づく登録水質検査機関	196

表 3-8 東京都所管の試験・認証 2026 年 2 月 25 日まとめ

環境確保条例における登録検証機関	23
------------------	----

b. 日本認定機関協議会 (JAC)¹に加盟する認定機関から認定されている試験・認証

WTO／TBT 協定に基づき、各国間では適合性評価の結果を相互に認め合う

「国際相互承認」の枠組みが活用されている。こうした枠組みにおいては、適合

¹ 日本認定機関協議会(JAC) <https://www.nite.go.jp/pcca/sca/jac/index.html>

性評価の透明性及び信頼性を確保するため、認定機関による適合性評価機関の認定が実施されている。

日本においては、日本認定機関協議会（JAC）に加盟する国内の認定機関として、5 機関が存在する。独立行政法人農林水産消費安全技術センター認定センター（JASaff）、株式会社電磁環境試験所認定センター（VLAC）、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（IAJapan）、および公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）である。

本調査では、2025 年 9 月から 10 月にかけて、各認定機関のウェブサイトに公開されている認定先機関の情報を基にリスト化を行った。日本適合性認定協会については、2025 年 4 月 1 日時点で公開されている認定先機関の情報を基に整理した。

表 3-9 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 認定センター(JASaff)が提供している試験・認証(2025 年 9 月時点)

試験所	5
製品認証機関	3

表 3-10 株式会社 電磁環境試験所認定センター（VLAC）が提供している試験(2025 年 9 月時点)

試験所	58
-----	----

表 3-11 一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)が提供している認証(2025 年 6 月 25 日時点)

マネジメントシステム認証機関 (ISMS)	27
マネジメントシステム認証機関 (ITSMS)	3
マネジメントシステム認証機関 (BCMS)	5
要員認証機関	1

表 3-12 独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター(IAJapan)*²が提供している試験・認証 (2025 年 10 月 6 日時点)

試験所	72
校正機関	13
標準物質生産者	8
製品認証機関	7

表 3-13 公益財団法人 日本適合性認定協会 (JAB)が提供している試験・認証 (2025 年 4 月 1 日時点)

マネジメントシステム認証機関	34
製品認証機関	20
要員認証機関	2
温室効果ガス 妥当性確認・検証機関	5
試験所	307
校正機関	33
臨床検査室	309
検査機関	10

*² a. で列挙した JNLA、JCSS、MLAP については本項では対象外としている

標準物質生産者	5
技能試験提供者	10
バイオバンク	4

リスト化にあたっては、適合性評価機関の種別、機関所在地、連絡先、機関ウェブサイト URL、認定範囲の概要等の情報を収集・集計した。

なお、最新の認定先機関の情報については各認定機関のウェブサイトにて確認することが可能である。

表 3-14 認定機関 URL 一覧

略称	URL
JASaff	https://www.famic.go.jp/jasaff/
VLAC	https://www.vlac.co.jp/lab/
ISMS-AC	https://isms.jp/
IAJapan	https://www.nite.go.jp/iajapan/index.html
JAB	https://www.jab.or.jp/

c. 海外認定機関から認定されている試験・認証

本調査では、日本企業を認定している海外認定機関の把握を目的として、海外認定機関が公開している認定先機関リストを対象に調査を実施した。ここでいう海外認定機関とは、日本国外に本拠を置く認定機関を指す。

各海外認定機関の認定先機関に関する情報収集は、各海外認定機関がウェブサイト上で提供している検索機能や生成 AI を利用した。

なお、認定機関間の国際相互承認³(IAF MLA, ILAC MRA など)においては、認定機関の認定活動の同等性は相互評価の仕組みによって維持されており、日本国内においても、海外認定機関による認定と日本国内の認定機関による認定は同等とみなされる仕組みとなっている。

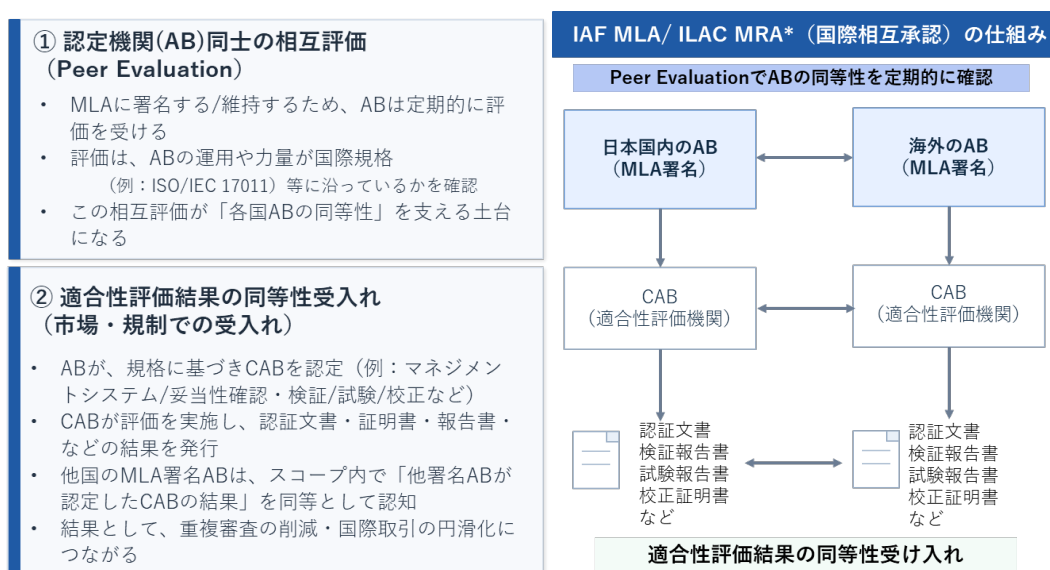


図 3-11 国際相互承認の仕組み

調査対象となる海外認定機関のリスト化にあたっては、以下の手順で候補機関を整理した。まず、生成 AI により提示された「日本企業を認定している認定機関」候補について、各海外認定機関のウェブサイトに掲載されている認定先機関リストを確認し、実際に日本国内の機関が認定されていることを検証した。次に、公益財団法人日本適合性認定協会が覚書 (MoU) を締結している、又は認定審査の下請負を打診された経験のある海外認定機関を対象に含めた。さらに、

³ 2026 年 1 月 1 日付で IAF と ILAC が統合し新組織(Global Accreditation Cooperation Incorporated)が設立され、IAF MLA/ ILAC MRA は新組織に引き継がれている

日本適合性認定協会が実施しているアンケート調査の回答において言及されたその他の海外認定機関についても調査対象とした。

また、欧米地域のみならずアジア地域においても同様の事例が存在するかを確認するため、認定先機関の所在国による検索が可能な海外認定機関のウェブサイトを中心に調査を行った。

以上の整理に基づき、本調査で対象とした海外認定機関を以下に示す。アジア・オセアニア圏については青色、欧州地域については赤色、米国についてはピンクに色分けして取りまとめている。

【アジア・オセアニア圏】

表 3-15 Joint Accreditation System of Australia and New Zealand (JASANZ、オーストラリア/ニュージーランド) が提供している試験・認証 2025 年 9 月 21 日時点

マネジメントシステム認証機関	32
製品認証機関	32
妥当性確認・検証機関	1
検査機関	2

表 3-16 National Association of Testing Authorities (NATA、オーストラリア) が提供している試験・認証 2025 年 9 月 22 日時点

試験所	2
-----	---

表 3-17 International Accreditation New Zealand (IANZ、ニュージーランド) が提供している試験・認証 2025 年 10 月 9 日時点

検査機関	2
------	---

表 3-18 Taiwan Accreditation Foundation (TAF、台湾) が提供している試験・認証 2025
年 10 月 9 日時点

試験所	5
検査機関	1

【欧州地域】

表 3-19 The United Kingdom Accreditation Service (UKAS、イギリス) が提供している試験・認証 2025 年 9 月 21 日時点

マネジメントシステム認証機関	2
妥当性確認・検証機関	1

表 3-20 Deutsche Akkreditierungsstelle (DAkkS、ドイツ) が提供している試験・認証 2025
年 10 月 6 日時点

妥当性確認・検証機関	1
試験所	3

表 3-21 Raad voor Accreditatie (RvA、オランダ) が提供している試験・認証 2025 年 9 月 21
日時点

マネジメントシステム認証機関	2
----------------	---

表 3-22 L'Ente Italiano di Accreditamento (ACCREDIA、イタリア) が提供している試験・
認証 2025 年 10 月 31 日時点

マネジメントシステム認証機関	1
----------------	---

【米国】

表 3-23 ANSI National Accreditation Board (ANAB、米国) が提供している試験・認証 2025
年 9 月 21 日時点

マネジメントシステム認証機関	13
----------------	----

試験所	1
校正機関	6

表 3-24 National Voluntary Laboratory Accreditation Program (NVLAP、米国) が提供している試験・認証 2025 年 10 月 9 日時点

試験所	17
校正機関	7

表 3-25 AIHA Laboratory Accreditation Programs (AIHA LAP、米国) が提供している試験・認証 2025 年 10 月 9 日時点

試験所	3
-----	---

表 3-26 The International Accreditation Service (IAS、米国) が提供している試験・認証 2025 年 9 月 21 日時点

試験所	3
校正機関	1

表 3-27 American Association for Laboratory Accreditation (A2LA、米国) が提供している試験・認証 2025 年 10 月 6 日時点

製品認証機関	2
試験所	27
校正機関	24
検査機関	1

表 3-28 Perry Johnson Laboratory Accreditation (PJLA、米国) が提供している試験・認証 2025 年 10 月 31 日時点

試験所	244
校正機関	40

検査機関	1
技能試験提供者	2
標準物質生産者	1

海外認定機関の最新の認定情報についても、各認定機関のウェブサイトにて公開されている。

表 3-29 海外の認定機関及び認定先の試験・認証サービス機関リスト

機関名	国・地域	URL
JASANZ	オーストラリア／ニュージーランド	https://register.jasanz.org/accredited-bodies
NATA	オーストラリア	https://nata.com.au/find-organisation/
IANZ	ニュージーランド	https://www.ianz.govt.nz/directory/
TAF	台湾	https://www.taftw.org.tw/en/find-facility/scheme/testLab/list/
UKAS	イギリス	https://www.ukas.com/find-an-organisation/
DAkks	ドイツ	https://www.dakks.de/en/accredited-bodies-search.html
RvA	オランダ	https://www.rva.nl/en/alle-geaccrediteerden/
ACCREDIA	イタリア	https://www.accredia.it/en/database/
ANAB	米国	https://anabdirectory.remoteauditor.com/ https://search.anab.org/
NVLAP	米国	https://www-s.nist.gov/niws/index.cfm?event=directory.search#no-back
AIHA LAP	米国	https://www.aihaaccreditedlabs.org/lab-accreditation-programs/find-an-accredited-lab
IAS	米国	https://www.iasonline.org/search-accredited-organizations-2/
A2LA	米国	https://customer.a2la.org/index.cfm?event=directory.index
PJLA	米国	https://www.pjllabs.com/search-accredited-organizations

海外認定機関による日本国内での認定活動の状況を把握する必要性の一つとして、「越境認定（Cross-Frontier Accreditation）」の存在が挙げられる。越境認定とは、試験機関や認証機関などの申請者が、自国又は自地域とは異なる国・地域に所在する認定機関から認定を取得することを指す。

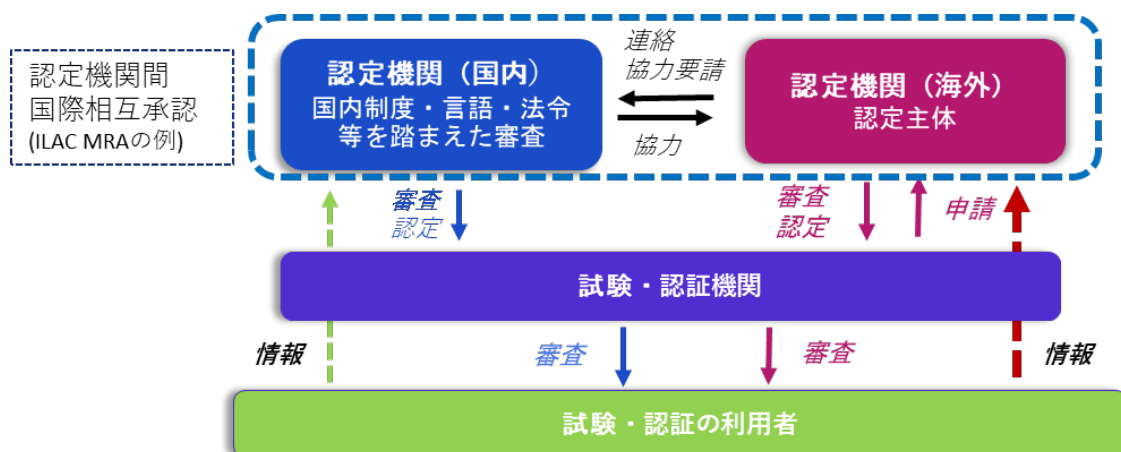


図 3-12 海外認定機関による越境認定

越境認定に関しては、国際試験所認定協力機構（ILAC）により「ILAC G21：Cross-Frontier Accreditation」においてガイドラインが示されている。同ガイドラインは、国際相互承認の枠組みの価値、すなわち認定結果の国際的な同等性と受入れを維持する観点から、越境認定の実施に際しての考え方を示している。

具体的には、越境認定においても審査の品質を確保するため、必要に応じて申請者所在国の認定機関の知見を活用すること、重複認定や不透明な運用を抑制することで国際取引の円滑化に寄与すること、さらに認定機関間の連絡や審査

への参加、オブザーバー派遣等を通じた協力を促進することなどである。

もっとも、当該ガイドラインは越境認定を実施する認定機関に対して国内認定機関との協力を推奨しているものの、強制力を有するものではない。そのため、実際の運用においては認定機関ごとに対応や振る舞いに差が見られる可能性がある。

マネジメントシステム認証に関しては、ISO Survey 2024⁴において公表されている日本国内の認証数（QMS 及び EMS）と、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が公表している JAB 認定下の認証機関による認証数を基に、越境認定下の認証数と国内認定下の認証数の比較を行った。その結果、QMS 及び EMS のいずれにおいても、越境認定下の認証が全体の約 40%を占めることが確認された。

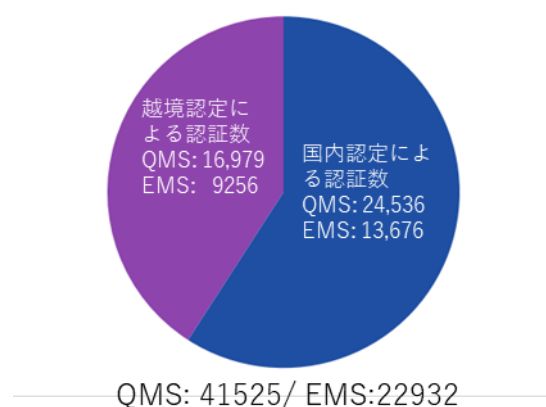


図 3-13 海外認定機関の認定つき QMS, EMS 認証と日本国内認定機関の認定つき QMS, EMS 認証

⁴ ISO Survey は 1993 年より ISO により年一回世界中の認証数を調査するために実施されている。2025 年以降は IAF CertSearch に登録されているマネジメントシステム認証を活用して集計されることになった。閲覧は IAF CertSearch に無料会員登録することで可能になる。

以上の結果から、海外認定機関による越境認定は、日本国内の適合性評価の枠組みにおいて一定の規模で存在しており、その実態と影響についてさらに調査することは重要であると考えられる。

※詳細な a), b), c) のリストについては、別添のエクセルシート a), b), c) を参照されたい。

d. 認定の有無に関わらず見える化が重要と考えられる試験・認証

本調査では、認定の有無に関わらず、産業の国際競争力強化および経済安全保障の観点から重要と考えられる試験・認証について検討を行った。検討にあたっては、現時点で既に存在する試験・認証のみならず、今後新たに創設される可能性のある試験・認証も含めて対象とし、中長期的な視点から整理を行うこととした。

分析に当たっては、生成 AI を活用(2026 年 1 月 5 日時点)し、以下のステップで実施した。

表 3-30 カテゴリ d の試験・認証サービス調査ステップ

ステップ	内容	目的
1	新戦略における 8 つの戦略領域について、 関連キーワードを整理	各戦略領域の方向性・対象範囲を 明確化
2	試験・認証の重要性の観点をも、①産業の国 際競争力の観点②経済安全保障の観点③両 観点に共通、に分類	評価軸を設定し、重要性の整理基 準を明確化
3	各観点に基づき、重要と考えられる試験・ 認証を抽出し分類	対象となる試験・認証分野の俯瞰
4	重要性が高まると考えられるタイムスパン を、S (short)短期、M (middle)中期、L(long) に区分	将来的な重要性の変化を考慮
5	新戦略の 8 戦略領域と、分類①～③の観点 で整理した試験・認証をマッピング	戦略領域と試験・認証の関係性を 可視化
6	アンケートおよびヒアリング結果を考慮	実態ニーズとの整合性を確保

ステップ 5 において表 3-34 を作成し、ステップ 6 としてアンケート回答として
重要と考えられる試験・認証をピンクハイライト、ヒアリング結果で得られた重
要と考えられる試験・認証を水色ハイライトにて示した。

表 3-31 戦略領域に対する重要と考えられる試験・認証リスト

戦略領域	新戦略のキーワード	重要と考えられる試験・認証	term
環境・エネルギー (気候変動・エネ ルギー・GX)	・脱炭素と成長の両立 ・国際的に共通性の高い評価・指標の 標準化 ・市場創出と競争力確保	・妥当性確認・検証（排出量・削減効 果等の信頼性） ・性能試験（環境性能・効率等の客観 的評価） ・マネジメントシステム認証（環境・ エネルギー管理の継続的实施）	S-M
環境・エネルギー (自然共生・循環経 済)	・持続可能な社会実現概念整理 ・評価枠組みの共通化 ・多国間連携 ・社会実装と国際的信頼性の確立	・妥当性確認・検証（循環性・持続性 に関する主張の信頼性） ・マネジメントシステム認証（資源管 理・サプライチェーン管理）	M-L

		・第三者評価・認証（ラベル・スキーム型認証を含む）	
食料・農林水産業	・食料安全保障と持続可能性の両立 ・国際的な信頼確保に資する標準化強化	・安全試験・検査（品質・安全性の担保） ・マネジメントシステム認証（食品安全・品質管理） ・妥当性確認・検証（トレーサビリティや持続性主張の検証）	S-M
防災	・災害対応力の国際的底上げ ・知見や手法の共通化 ・日本の経験を世界に展開 ・相互運用性の確保	・コミュニティ・レジリエンス評価 ・性能・安全試験（耐久性・信頼性・安全性） ・マネジメントシステム認証（システム全体） ・製品、サービス、プロセス、システム認証	S-M
デジタル・AI （デジタル）	・データ連携やシステム間の相互運用性確保 ・グローバル市場での信頼性と競争力	・マネジメントシステム認証 ・AI 製品・サービス・プロセス認証 ・妥当性確認・検証	S-M
デジタル・AI （AI）	・AI の信頼性・透明性確保 ・国際的合意形成を見据えた標準化 ・価値観を共有する国々と連携	・マネジメントシステム認証 ・AI 製品・サービス・プロセス認証	M-L
モビリティ	・国際市場での展開 ・相互運用性や安全性に関する標準化を加速	・性能・安全試験（耐久性・信頼性・安全性） ・製品認証・システム認証	S-M
情報通信	・グローバルな接続性確保 ・国際機関での主導的役割を確保 ・同盟国・同志国との連携	・性能試験 ・妥当性確認・検証 ・EMC	S-M
量子	・新興技術分野における国際ルールの空白期を捉える	・性能試験（基礎性能・再現性の確認） ・妥当性確認・検証（測定結果・主張の信頼性確保）	M-L
バイオエコノミー	・社会実装と国際展開 ・多様な主体と連携 ・国際的に調和したルール形成	・性能・安全試験（耐久性・信頼性・安全性） ・妥当性確認・検証（持続可能性・環境価値主張の検証）	M-L

e. その他の試験・認証

日本国内においては認証事例が存在しない又は限定的である一方、国際的には認証件数が多く普及している試験・認証サービスについて整理を行い、我が国の国際競争力の維持・強化の観点から重要と考えられる分野の抽出を実施した。

具体的には、現在国内において十分に浸透していないものの、今後取り組むべき試験・認証サービスについて、生成 AI を活用して抽出するとともに、その結果を「新たな国際標準戦略」における重点カテゴリと照合し、政策的意義の観点から整理を行った。生成 AI の活用は 2025 年 12 月から 2026 年 3 月。

表 3-32 カテゴリ e として抽出したその他の試験・認証

試験・認証	主担当分野 (内閣府「新たな国際標準戦略」)	海外の普及状況(要点)	日本の状況(要点)	競争力のポイント
B Corp (B Lab)	横断(ガバナンス/新たな社会価値)	世界で7,000~10,000社超が取得、欧州・北米で特に普及。2025年に新基準公表(2026年以降適用予定)。	国内取得は数十社規模(2025年時点で約60社台の推計・民間集計あり)。急伸中だが欧米比では限定的。	グローバル顧客・投資家との共通言語(サステナ経営の第三者確り)。輸出・採用・資金調達での信頼性向上。
GOTS (Global Organic Textile Standard)	バイオエコノミー/素材	87か国15,441認証施設(2024年前年比+5.2%)。欧州小売・ブランドの採用強い。	国内での導入は一部先進企業に限られるが、関心増。バージョン7.0完全実施(2024/3)で要件強化。	EU・グローバル小売の調達に対応。繊維のトレーサビリティ・人権DDの対外説明力。
BREEAM (英)	インフラ/防災(質の高いインフラ要件定義)	英国・EU中心に数千件の認証案件。公式ディレクトリで国別・物件別に閲覧可能。	国内採用は散発的。外資テナント・投資家案件で求められるケース。	欧州投資家・テナントの共通言語。国内不動産の国際調達・運用での訴求力。
LEED (USGBC)	インフラ/防災	USGBCが毎年Top10国・地域を発表。世界で幅広く採用、LEED v5も始動。	国内案件は存在するが、欧米・アジア主要国に比べ普及は限定的。	外資テナント・不動産投資家への説得力。設備・建材の輸出でも“LEED対応”が有利。
WELL Building Standard (IWBI)	医療・ヘルスケア/インフラ	グローバルで5億m ² 超(5ビルオンft ²)の空間で採用と公表。アジア太平洋でも急伸。LEED+WELL統合バスの面積も拡大。	大手ディベロッパー・メーカー等で個別案件が増加中だが全体数は限定的。	健康経営・人材獲得の国際指標。外資テナント・投資家への訴求、働き方改革の可視化。
IFC EDGE	インフラ/資源	122か国・累計1.2億m ² 超の認証床面積(IFC)。新興国で拡大。	国内案件は少数。ASEAN・南アジア等の海外事業で要求される場面がある。	新興国不動産・インフラ案件の“入場券”。日本企業の海外案件獲得に有利。

試験・認証	主担当分野 (内閣府「新たな国際標準戦略」)	海外の普及状況（要点）	日本の状況（要点）	競争力のポイント
TISAX (自動車向け情報セキュリティ)	モビリティ／経済安全保障	ENXの仕組みにより欧州OEMサプライチェーンで事実上の実務入が進むが、欧州比で標準。ディレクトリはクローズ浸透途上。	国内でも取得支援・導入が進むが、欧州比で標準。	EU OEMとの新規・継続取引の前提。早期取得でサプライチェーン参入・維持に有利。
EPEAT (GEC)	情報通信／デジタル	米連邦調達でFAR 23.704によりEPEAT登録品の購入義務（例外あり）。対象カテゴリ拡大。	国内公共調達での活用は限定的。輸出・米国公共案件での要件対応が重要。	米国・多国籍企業の調達で“EPEAT登録済”が決定打に。入札競争力を直接押し上げ。
TCO Certified (IT機器)	情報通信／デジタル	公共・企業調達で広く採用。公式プロダクトファインダーで“数千モデル”が検索可能。	国内では一部バイヤーに限られるが、欧州入札やB2Bで要件化。	欧州の持続可能IT調達の実質標準。日本メーカーの入札・販売で差別化。
ResponsibleSteel (鉄鋼)	素材／資源／インフラ	2024年に前年から+34%で認証サイト増、2025年時点で80～90拠点規模に拡大との報告。	公式ディレクトリに国内製鉄所の掲載は見当たらず（2025年秋時点）。	自動車・建築等の“グリーンスチール”要求への対応。欧州顧客向けの説得力。
Cradle to Cradle Certified® (C2C)	素材／資源（循環経済）	多分野の製品が登録。製品レジストリ公開。2025年に基準4.1へ改訂（DD強化）。	国内の採用は限定的。建材・消費財での先進事例が中心。	循環設計・有害物質管理の証跡。EUの製品パスポート等の潮流に合致。
R2v3 (電子機器リユース・リサイクル)	資源（循環）／情報通信	世界で1,100～1,250施設超に拡大（2024-2025年の各種資料）。公式ディレクトリ公開。	国内R2認証施設は数十拠点規模。ITAD・大手メーカー調達で要件化の動き。	グローバルIT機器回収・再資源化の入札で“R2対応”が強力なシグナル。
GX-ETS (排出量取引制度)	環境／エネルギー	EU-ETSをはじめ各国で制度化・拡大。企業の排出量管理・開示・取引が義務化・制度化され、国際的に炭素価格が事業的に影響。サプライチェーン全体で対応が進展。	GXリーグにおける自主的枠組みから段階的に制度化を検討中。義務化、国際的に炭素価格が事業的に影響。ETSは未導入であり、企業対応は過渡期。	素コスト対応力が国際競争力に直結。早期対応により海外市場・サプライチェーン参入で優位性確保。規制適応の遅れは取引制約リスク。

試験・認証	主担当分野 (内閣府「新たな国際標準戦略」)	海外の普及状況（要点）	日本の状況（要点）	競争力のポイント
UL Certification	インフラ／製品安全	北米市場で事実上の安全基準として広く普及。電気・電子・建材等で必須に近い位置付け。	一部製品で取得事例あり。対米輸出企業中心に対応。国内制度としては非必須。	北米市場参入の前提条件。UL対応有無が取引可否に直結。
FM Approvals	インフラ／防災	石油・化学・防爆設備分野で国際的に採用。グローバルプラント案件で標準的。	国内取得は限定的。海外プロジェクト対応で必要となるケースが中心。	エネルギー・プラント案件参入の必須条件。安全基準適合の証明力。
CSA Certification	インフラ／製品安全	カナダ市場で必須水準。北米ではULと並行的に利用。	対カナダ輸出企業で対応。国内市場では普及限定的。	北米（特にカナダ）市場アクセス確保。規制適合の証明。
TÜV Certification	横断（製品安全／品質）	欧州発の認証ブランドとして世界的に普及。機械・車両・IT等で広く活用。	国内でも一定の認知・利用あり。特に輸出企業で活用。	欧州顧客への信頼性訴求。第三者認証ブランドによる競争力強化。
SGS Certification	横断（検査／試験）	世界最大級の試験・検査機関。多分野でグローバルに利用。	国内企業でも利用実績あり。海外取引で活用。	グローバル品質保証の担保。多国展開での一貫対応。
Intertek ETL Mark	インフラ／製品安全	北米における電気安全認証。UL代替として広く利用。	一部輸出企業で取得。国内認知は限定的。	ULと同様に北米市場参入条件を満たす選択肢。
ISCC	資源／エネルギー／GX	EU再エネ指令対応でバイオ燃料・バイオマス分野に広く普及。	国内でも導入拡大中。燃料・化学業界で対応進展。	欧州市場でのバイオマス取引の前提条件。脱炭素対応力を直接評価。
RSPO	資源／農業／ESG	パーム油の国際標準。食品・化粧品業界で広く採用。	大手企業中心に対応。中小企業では限定的。	サプライチェーン責任対応。ESG評価・ブランド価値向上。
FSC Certification	資源／森林	世界的な森林認証。木材・紙製品で広く普及。	広く普及。国内でも一定の普及あり。公共調達でも活用。	持続可能調達の証明。欧米市場での必須要件化。
PEFC	資源／森林	FSCと並ぶ森林認証制度。欧州中心に普及。	国内制度との親和性あり。一定の導入。	森林資源の持続可能性証明。国際取引での適合性確保。

試験・認証	主担当分野 (内閣府「新たな国際標準戦略」)	海外の普及状況（要点）	日本の状況（要点）	競争力のポイント
RTRS	資源／農業	大豆の持続可能性認証として欧州中心に普及。	国内導入は限定的。	食品・飼料サプライチェーンでのESG対応。
Bonsucro	資源／農業	サトウキビの持続可能性認証。バイオ燃料分野で重要。	国内導入は限定的。	バイオ燃料・食品分野での国際取引対応。
SA8000	横断（人権／労働）	労働・人権監査の国際基準として広く利用。	一部企業で導入。主に海外取引対応。	人権デューデリジェンス対応。ESG評価に直結
Sedex SMETA	横断（サプライチェーン管理）	欧州小売主導で普及。監査スキームとして事実上の標準。	日本企業でも導入増加中。	サプライチェーン透明性確保。取引条件としての機能。
WRAP Certification	繊維／人権	アパレル業界で広く採用。	国内では限定的。	繊維輸出・OEM取引での要件対応。
RBA VAP	情報通信／サプライチェーン	電子産業でグローバル標準の監査。	日本メーカーでも対応進展。	半導体・電子部品取引の前提条件。
PCI DSS	情報通信／サイバーセキュリティ	クレジットカード業界で世界標準。	国内でも広く導入。	金融・EC分野での必須要件。
SOC 2	情報通信／デジタル	クラウド・ITサービスの国際評価基準。北米中心に普及。	日本企業でも取得増加中。	海外顧客との取引条件。信頼性の可視化。
VCS	環境／GX	カーボンクレジット制度として世界的に普及。	国内活用は限定的。	脱炭素市場への参入。クレジット活用による競争力。
Gold Standard	環境／GX	高品質クレジットとして国際的に評価。	国内では一部活用。	ESG投資・国際取引での信頼性確保。
CDM	環境／GX	京都メカニズムとして国際的に運用実績。	日本企業も活用経験あり。	国際排出削減プロジェクト参入。
GLOBALG.A.P.	農業／食品	農産物の国際標準。欧州輸出で必須。	国内でも普及拡大中。	農産物輸出の前提条件。
MSC Certification	水産／資源	持続可能漁業認証として世界的に普及。	国内導入あり。拡大中。	水産物輸出・小売調達で優位性。
ASC Certification	水産／資源	養殖水産物の国際認証。	国内でも導入増加。	水産物輸出・ESG対応。
Rainforest Alliance	農業／ESG	コーヒー・ 카카오等で世界的に普及。	国内でも認知あり。	ブランド価値・ESG対応

なお、国内に所在する試験・認証機関およびそのサービスを包括的かつ網羅的に調査した公的な報告書や統計等の存在は確認できなかった。

② 見える化プラットフォーム（アンケート調査結果から）

国内の試験・認証サービスが一覧化されている総合ポータルサイトがあったら利用したいか、という設問に対する回答状況については以下の円グラフのとおり。

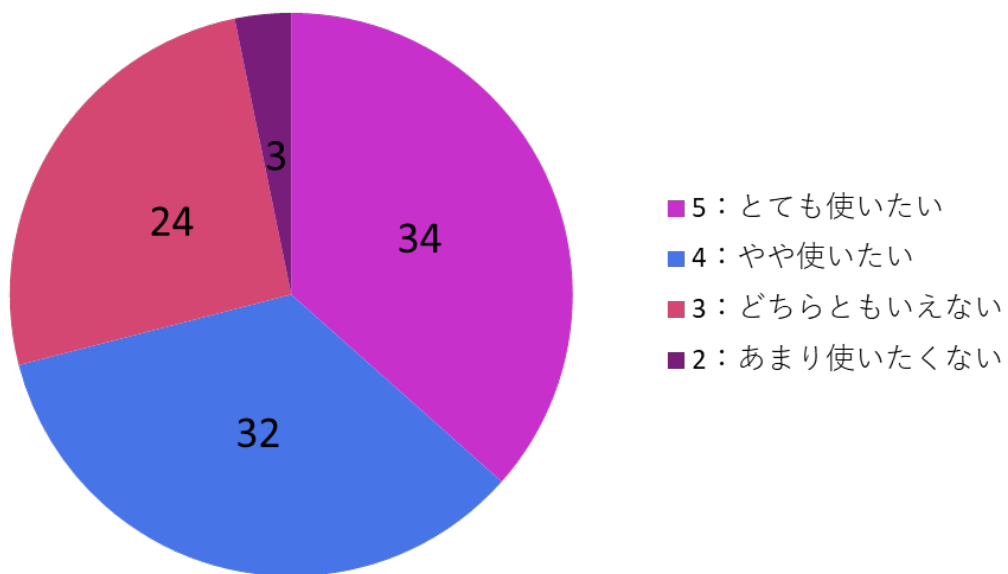


図 3-14 国内の試験・認証サービスが一覧化されている総合ポータルサイトの利用希望

1) 総合ポータルサイトを「やや使いたい」「とても使いたい」層の意見分析結果

a) 利用したいと回答した理由について、自由記述回答をカテゴライズして集計

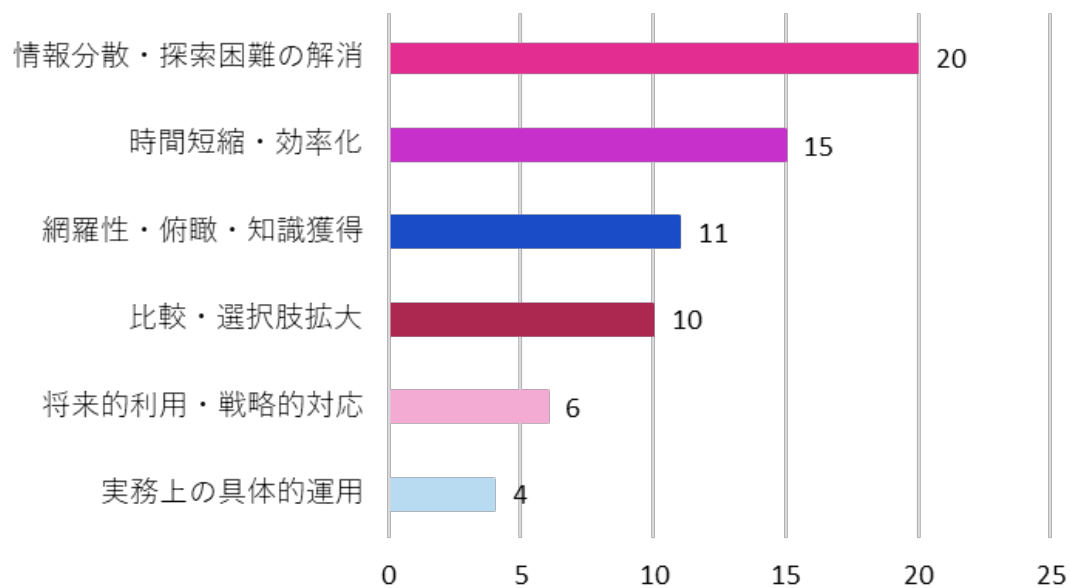


図 3-15 総合ポータルサイトを利用したい理由

b) ポータルにある情報を利用する目的について、自由記述回答をカテゴライズして集計

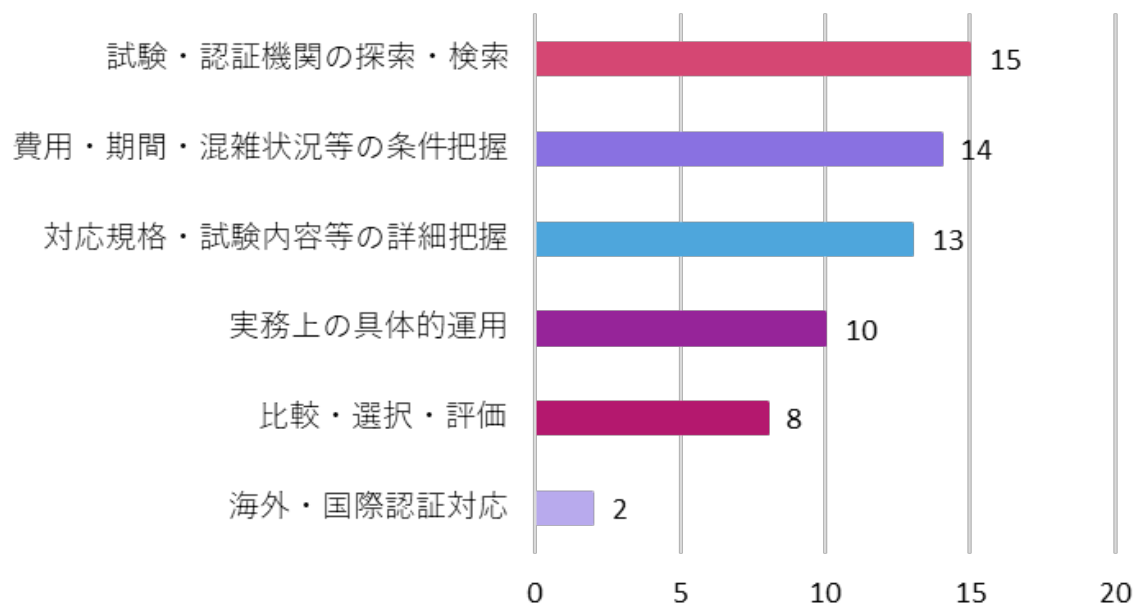


図 3-16 ポータルにある情報を利用する目的

a)及びb)に基づく考察

企業は、試験認証サービスの活用にあたり、「どこで何ができるのか」「費用はどの程度かかるのか」「どの程度の期間を要するのか」「自社製品への適用が可能か」といった具体的かつ実務的な情報を強く求めていると考えられる。

これらの情報は、単なる参考情報にとどまらず、試験認証サービスの選定における意思決定に直結する重要な要素であると考えられる。

また、総合ポータルサイトに対しては、情報を網羅的に集約・提供する「情報集約サイト」としての機能に加え、企業の具体的な検討や手続きを支援する「実務支援基盤」としての役割が期待されていると考えられる。

2) 総合ポータルサイトを「あまり使いたくない」層の意見

総合サイトの必要性を感じていない、現在の認証サービスで事足りており、他の認証サービスを利用すると余分な時間が掛かりそう、現時点で必要な認証は取れており追加で必要な認証は思いつかない為、総合サイトがあっても継続して使用するとは思えない、といった意見が寄せられた。

3) アンケート結果を踏まえた見える化プラットフォームの方向性

規制（ガイドライン）、規格、試験・認証内容、コンサルティングサービス、対応機関、信頼性等について、横断的かつ比較可能な形で総合的に把握できる仕組みとして構築する必要があると考えられる。

また、ユーザーごとに求める情報の種類、粒度、用途が異なることを踏まえ、各種情報が統合・連携されるとともに、タイムリーな更新が行われ、かつデータ品質が維持されるデータ基盤の整備が重要である。

その際、初期段階においては対象分野を限定し、コストや運用負荷を考慮した持続可能な範囲で段階的に展開する、いわゆるスモールスタートによる対応が適当である。

見える化プラットフォームのあり方としては以下のようなイメージが考えられる。

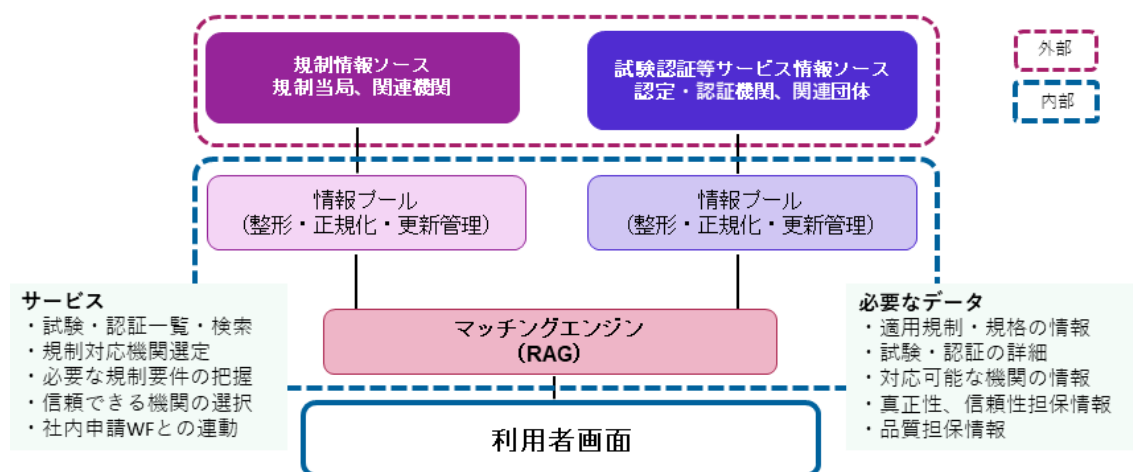


図 3-17 見える化プラットフォームのモデル

一方、見える化プラットフォーム構築に当たっては検討すべき課題が複数ある。「ガバナンス」「データ戦略」「運営基盤」の3つの項目に紐づけて整理したものが以下の図である。

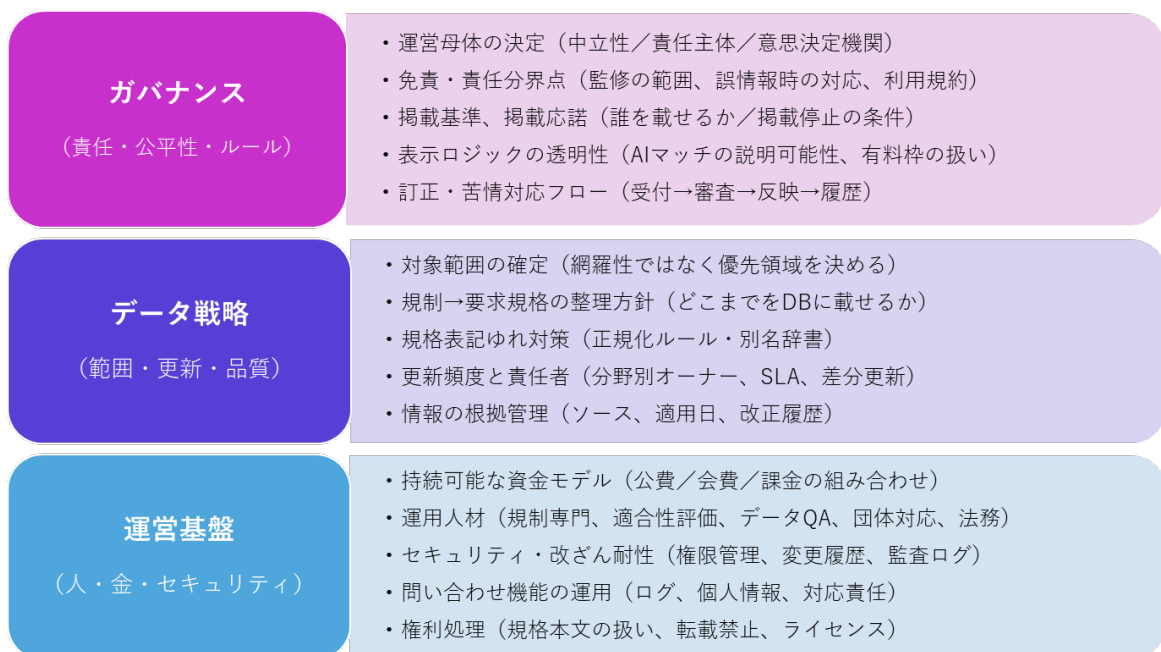


図 3-18 見える化プラットフォーム構築時に検討すべき課題

（５） 国内で不足し得る試験・認証サービス（アンケート、ヒアリング結果から）

日本国内において今後提供が期待される試験・認証サービスとしては、将来的にニーズが増加し、供給不足が生じる可能性がある試験・認証サービスが挙げられる。以下はアンケート報告書から引用したもの。図 3-20 に示すとおり、「サイバーセキュリティ・情報セキュリティ」は 34 件と最も多く、

他の項目と比較して相対的に高い関心が確認された。

この結果は、製品・システムの高度化やネットワーク化の進展を背景として、情報セキュリティ対応が製品安全および市場参入における前提条件の一部として認識されつつある状況を示している。

また、ヒアリングでは、特定設備（100kA 以上の大電流等）の試験設備や EV 用バッテリー試験設備等、一部の試験設備については現時点で不足している点が指摘された。

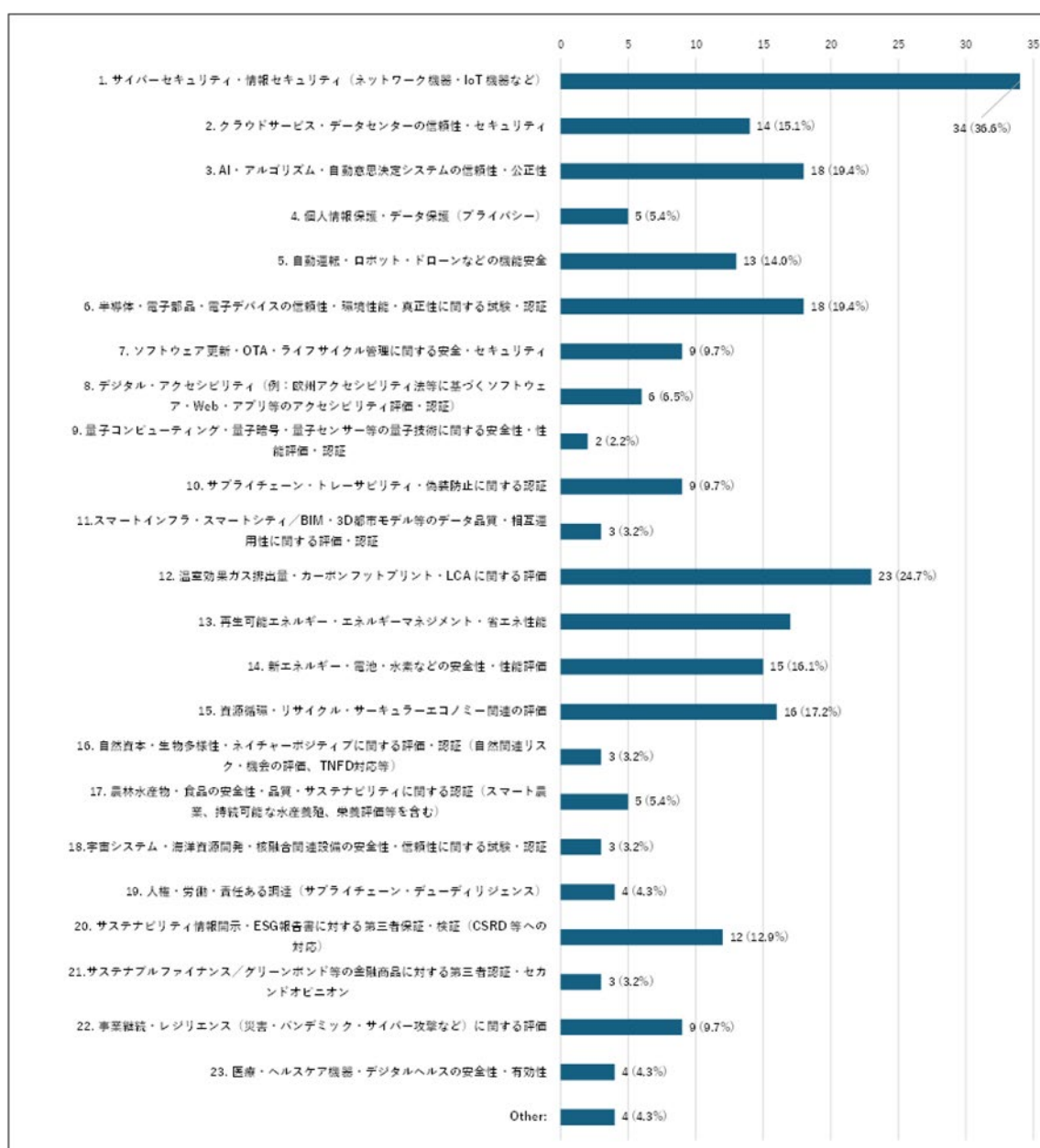


図 3-19 日本国内において今後提供が期待される試験・認証サービス

また、「12～17」などに該当する環境・持続可能性関連分野についても複数の回答が確認された。脱炭素対応、資源循環、人権・サプライチェーン管理等の国際的潮流を背景として、環境・ESG 関連の試験・認証サービスに対する期待が高まっている状況が把握された。これは、企業活動において社会的要請への適合

が重要な要素となっていることを反映したものと考えられる。

一方で、「2～11」に該当するデジタル、AI、モビリティ、情報通信、量子などの各分野についても一定数の回答が確認されており、これらの分野においても引き続き試験・認証に関するニーズが存在している状況が確認された。これらはサイバー分野および環境関連分野とは異なる領域であるが、企業活動の基盤を支える分野として一定の重要性を有している。

以上より、本結果は特定の新領域に試験・認証のニーズが集中しているというよりも、複数分野にわたるニーズが併存しつつ拡大している構造を示していると考えられる。サイバー分野および環境関連分野への関心は相対的に高いものの、他分野の重要性が低下しているわけではない。

本調査結果は、日本国内における試験・認証サービスが、単一分野の強化ではなく、多分野にわたる能力の拡張および高度化が求められている段階にあることを示していると考えられる。国際標準戦略の観点からは、新領域への対応力強化と既存分野の底上げを両立させることの重要性が確認された。

(6) 試験・認証機関等の連携促進（アンケート、ヒアリング 結果から）

アンケートの自由回答をカテゴライズして集約すると、以下の 6 分類に大別される。

表 3-33 アンケートに基づく試験・認証機関等の連携促進に対する意見

人材育成・専門性強化	試験・認証分野における体系的教育の不在，資格制度の未整備，企業内における戦略的活用人材の不足を指摘 国際会議における認証機関の関与不足への問題提起
国内体制・キャパシティ強化	国内試験・認証体制の強化：海外試験所への依存，認証機関の混雑，評価期間の長期化，国内で完結できない体制への懸念
国際標準戦略・競争力強化	MRAの拡大，デジタル・グリーン分野対応，官民連携強化，日本ブランド再興など，よりマクロな戦略視点からの提言
海外規制・公正競争への懸念	海外規制の強化，不適合製品の流入リスク，サプライチェーン情報開示への懸念など，国際規制環境に対する防御的視点
情報提供・支援強化	国家による情報提供，海外展開支援，産業ニーズ把握の強化を求める意見
回答前提・留意事項	組織内での認証実態把握の難しさ

試験・認証サービスの育成・強化については、単なる個別サービスの高度化にとどまらず、我が国の産業競争力を支える基盤として、国家的な産業基盤政策の一環として位置付ける必要があると考えられる。

具体的には、人材基盤の整備による専門人材の育成、国内試験インフラの強化による対応能力の拡充、および国際標準策定への戦略的関与を通じたルール形成力の確保が求められる。

また、国際規制への対応力を強化するとともに、試験・認証サービスに関する情報ハブ機能の高度化を図ることにより、企業による円滑な制度活用を支える環境整備が重要であると考えられる。

試験認証サービスの提供機関間の連携強化については、産業界から「相談先が分かりにくい」との課題が指摘されているほか、連携の目的やメリットが十分に明確化されておらず、現状では機関間の連携が属人的に行われているとの問題が示されている。

このため、まず連携の目的を明確化した上で、分野ごとの役割分担を整理することが求められる。また、独占禁止法等の制度面への配慮も必要である。

その上で、連携の形態は多様であることを踏まえ、官民における既存の枠組みと連携しつつ、必要な情報を適切な主体に確実に届ける仕組みを構築することが重要である。

また、企業ニーズが顕在化する段階から、各主体がそれぞれの役割を把握した上で同時並行的に対応する体制を整備する必要がある。

さらに、国際規格の開発段階から認証機関及び認定機関が参画する体制を構築し、標準化と適合性評価の一体的な推進を図ることが求められる。

加えて、省庁横断的な情報共有・連携の仕組みの構築や、標準化団体間の連携強化が有効である。データ共有や将来課題に関する連携を進めるとともに、ASEAN 等の海外市場も視野に入れた取組を推進する必要がある。

これらの取組は、オールジャパンとしての連携体制の下で進めるべきであり、
その際には企業や業界団体の主体的な関与が不可欠である。なお、単なる連絡会
の設置にとどまらず、実効性のある連携の枠組みを構築することが求められる。

4 ニューアプローチ・グローバルアプローチ

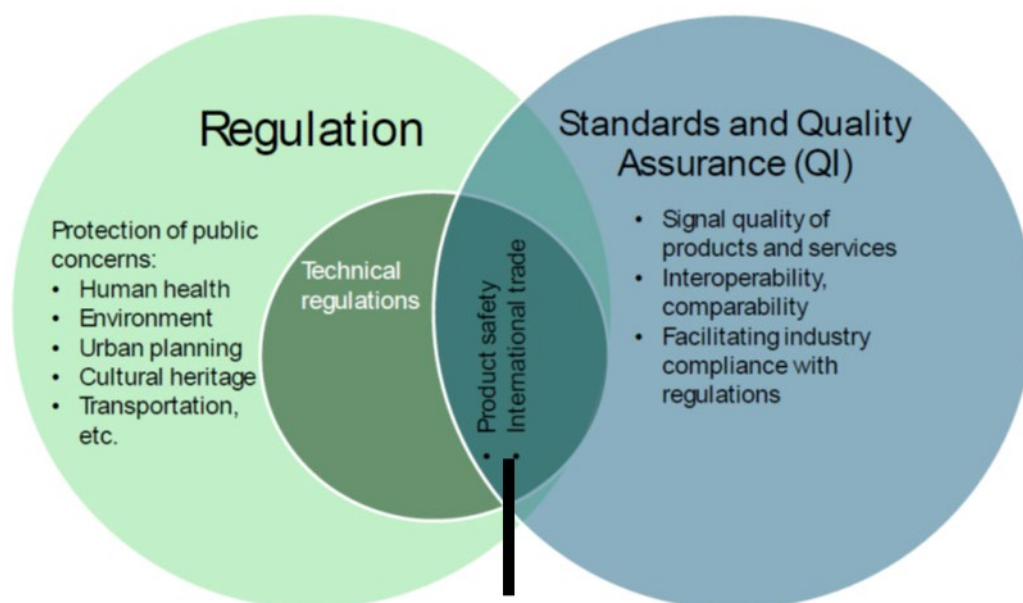
(1) 調査・分析の目的

- ・ ルール・ガバナンスの形態としては、公共による（強制力を持つ公的な）規制と、民間ベースによる標準（規格）・適合性評価があり、両者は2項対立ではなく、お互いに代替し、補完し合う関係にある⁵。
- ・ 規制と標準・適合性評価（OECD 文書⁶では後者を品質インフラ（QI）と呼称）の連携によって、貿易の促進、投資機会の拡大、市場アクセスの円滑化、生産性とイノベーションの向上、経済発展の支援に繋がる。
- ・ QI システムは、①規制に対する機敏で柔軟な代替手段を提供する役割と、②グローバル課題に対するビジネスと政策目標を満たす効果的な解決策を実現する役割、③政府のコンプライアンスコストを低減させる役割を持つ。

⁵ 規制的手法に代わる選択肢としては、実際には、標準・適合性評価に限らず、経済的手法、自主的手法、情報的手法なども含まれる。

⁶ Reinforcing Regulatory Frameworks through Standards, Measurements And Assurance(OECD, 2025.9.)

Figure 2.1. Objectives of regulation, standards and quality assurance



※今回の検討対象であるニューアプローチ及びグローバルアプローチ
(New Legislative Framework)

図 4-1 規制、QI システム及びニューアプローチ・グローバルアプローチの関係性

- 政策立案者においては、規制システムに規格（標準）と適合性評価を適切に組み合わせることで、より適応性が高く、効率的で、イノベーションに優しい規制環境を構築できる。
- 特に、グリーン移行や AI の急速な発展といった地球規模の課題は、政府が技術進歩や社会変化に合わせた適応型ソリューションを創出することを求めている。政策立案者は、進化する科学研究やベストプラクティスに沿った国際規格や、AI イノベーションに対応した安全原則の確立を通じて、ガバナンスのギャップを埋めるために品質保証（適合性評価）を活用できる。

- ・ この際、規制システムと標準と適合性評価の組み合わせには、様々なアプローチが考えられるところ、最もソリッドな組み合わせと考えられる、1985年のEU理事会決議により採択された「技術的調和と基準に関するニューアプローチ」、及びその後の「認証とテストに関するグローバルアプローチ（1989年）」、「CE マーキング制度（1993年）」、「新たな規制の枠組み導入（ニューレジスレイティブフレームワーク）」などの取組を通じた規制と標準・認証を一体的に推進するアプローチによる、経済的・社会的な効果について調査・分析する。
- ・ 上記の分析結果を踏まえ、我が国において経済的・社会的に好影響をもたらす規制システムと標準・適合性評価（認証）・試験の連携の在り方（最もソリッドなニューアプローチから、より緩やかなアプローチまで含む。）、国家間・認定機関間・認証機関間の国際相互承認の活用や、経済安全保障上の観点を含めた施策の在り方の分析を行う⁷。

⁷ Reinforcing Regulatory Frameworks through Standards, Measurements And Assurance (OECD, 2025.9.)から一部引用

（２）公開情報による調査内容

① ニューアプローチ、グローバルアプローチ、ニューレジスレイティブフレームワークの背景

1970 年代までの EU（当時は EC）では、製品規制は「オールドアプローチ」と呼ばれ、製品ごとに詳細な技術要件を指令で規定していた。しかし、各加盟国の技術基準の差異や、指令数の増大（約 700 本⁸）により調和が進まず、単一市場形成の障害となっていた。

こうした問題を受け、1985 年に EC 理事会は「技術的調和と規格へのニューアプローチ(NA)」を採択し、法令は安全等の必須要求事項のみ規定し、技術仕様は欧州規格に委ねるという新しい立法手法を導入した。その後、適合性評価制度を統一するため 1989 年に「グローバルアプローチ(GA)」が採択され、試験・認証の共通モジュールや第三者評価の枠組みが整備された。

さらに 2000 年代に入り、制度の断片化や市場監視の弱さが課題となり、2008 年に認定・市場監視・経済事業者の責任を整理したニューレジスレイティブフレームワーク（NLF）が導入され、EU 製品規制の包括的制度として発展した。

⁸ 「ニューアプローチ指令からの新しい法的枠組み規則 NLF に基づく建設製品指令 CPD から建設製品規則 CPR の制定（辻幸和）」

② ニューアプローチ(NA)

ニューアプローチは 1985 年に導入された EU の製品規制手法であり、単一市場における製品の自由な流通を促進するための立法原則である。従来の規制のように詳細な技術仕様を法令で定めるのではなく、法令では安全・健康・環境保護などの必須要求事項（Essential Requirements）のみを規定し、具体的な技術仕様は欧州標準化機関（CEN、CENELEC、ETSI）が策定する整合規格（Harmonized Standards）に委ねる仕組みを採用した。製造者が整合規格に適合した製品を製造した場合、法令の必須要求事項に適合していると推定される。

この制度は CE マーキング制度と連動し、製品が EU 法令に適合していることを示す表示として機能する。これにより、EU 域内で安全性を確保しつつ技術革新への柔軟性を保ち、域内市場の統合を促進する制度となった。

③ グローバルアプローチ(GA)

グローバルアプローチは 1989 年に EU 理事会が採択した政策であり、ニューアプローチの下で必要となる適合性評価（Conformity Assessment）の共通枠組みを整備することを目的としたものである。

ニューアプローチでは法令が必須要求事項のみを定めるため、製品がそれに適合しているかを確認する評価制度が必要となる。このため EU は適合性評価

手続の標準化を進め、設計審査、型式試験、品質保証などを組み合わせたモジュール方式（Modules）を導入した。

また、各国当局が指定する第三者機関であるノーティファイドボディ（Notified Body）制度を整備し、試験・認証の信頼性を確保した。これにより EU 全体で共通の適合性評価制度が構築され、加盟国間の信頼性を高めることで、製品の自由な流通と企業の市場アクセスを促進する役割を果たした。

④ ニューレジスレイティブフレームワーク(NLF)

NLF は 2008 年に EU で導入された製品規制の包括的枠組みであり、NA と GA を統合・強化した制度である。規則（EC）765/2008 と決定 768/2008/EC を中心に構成され、適合性評価機関の認定制度、市場監視制度、CE マーキングの法的位置付け、経済事業者（製造者、輸入者、流通業者）の責任などを体系的に整理した。従来の制度では製品上市時の適合性確認に重点が置かれていたが、NLF では製品ライフサイクル全体にわたる市場監視を重視し、不適合製品の追跡や回収などの執行体制を強化した。

また、供給チェーンにおける事業者の責任を明確化し、輸入者や販売者にも適合性確保義務を課した。

これにより EU の製品規制は単一市場の機能確保と消費者保護を両立する制度として高度化した。

⑤ NA/GA/NLF の関係

NA/GA/NLF は、EU 製品規制の進化を示す段階的な制度体系である。まず 1985 年のニューアプローチは、法令で必須要求事項のみを規定し、技術仕様を標準化機関が策定する規格に委ねるという「規制と標準の役割分担」を確立した。次に 1989 年のグローバルアプローチは、その枠組みを実装するため、適合性評価手続や第三者認証機関などの制度を整備し、「認証・試験の共通制度」を構築した。

さらに 2008 年の NLF は、これら二つの制度を統合し、認定制度、市場監視、CE マーキング、経済事業者の責任などを含む包括的な法制度として整理した。したがって、ニューアプローチ＝規制と標準の役割分担、グローバルアプローチ＝適合性評価制度、NLF＝それらを統合した包括制度という関係にある。

⑥ NA/GA/NLF における主要な用語

NA :

必須要求事項 (Essential Requirements)

EU 法令で定められる安全・健康・環境などの基本的要求事項。製品が市場に流通するために満たすべき最低限の規制要件を示す。

整合規格 (Harmonised Standards)

欧州標準化機関が策定する規格。これに適合すれば必須要求事項への適合が推定される。

CE マーキング (CE Marking)

製品が EU 法令の要求を満たしていることを示す表示で、EU 市場で流通するための「パスポート」とされる。

GA :

適合性評価 (Conformity Assessment)

製品が EU 法令の要求を満たしているかを確認する手続き。

モジュール方式 (Modules)

設計審査、型式試験、品質保証などを組み合わせた適合性評価手順の共通体系。

ノーティファイドボディ (Notified Body)

加盟国が指定し EU に通知する第三者適合性評価機関。特定の製品分野で試験・認証を実施する。

NLF :

認定 (Accreditation)

適合性評価機関の能力を国家認定機関が評価・承認する制度。

市場監視 (Market Surveillance)

製品が市場に出た後も法令遵守を確認する監視制度。

経済事業者 (Economic Operators)

製造者、輸入者、流通業者など供給チェーンに関与する事業者。NLF ではそれぞれの責任が明確化された。

⑦ NA/GA/NLF の分析⁹

NA/GA/NLF の特徴：

NA/GA/NLF は、「規制 (Regulation)」「規格 (Standards)」「適合性評価 (Conformity Assessment)」を制度的に連動させることにより、単一市場の機能と安全確保を両立することを特徴とする。

第一の特徴は、規制と技術仕様の分離である。EU 法令は安全・健康・環境などの「必須要求事項」のみを規定し、具体的な技術仕様は欧州標準化機関 (CEN、CENELEC、ETSI) が策定する整合規格に委ねる。これにより、技術進歩への柔軟性を保ちながら規制の統一を実現する仕組みとなっている¹⁰。

第二の特徴は、標準化を政策手段として活用する制度設計である。欧州委員会 は標準化機関に標準策定を要請 (standardisation request) し、整合規格を EU 官報に掲載することで法令との連動性を確保する。この仕組みは、民間主導の標準

⁹ 詳細は「Blue Guide」 on the implementation of EU product rules 2022」

https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/blue-guide-implementation-product-rules-2022-published-2022-06-29_en

「自己宣言のための CE マーキング適合対策実務ガイドブック (EU)」(2023 年 10 月, JETRO) を参照

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/34c198d9628fe97f.html>

¹⁰ European Commission Blue Guide

https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/blue-guide-implementation-product-rules-2022-published-2022-06-29_en

化と公共政策を結びつける点に特徴がある。

第三の特徴は、適合性評価制度の共通化である。グローバルアプローチにより、型式試験や品質保証などを組み合わせた「モジュール方式」の適合性評価が導入され、EU 全体で統一された試験・認証制度が確立された。また加盟国が指定するノーティファイドボディが第三者評価を担い、制度の信頼性を確保している。

第四の特徴は、CE マーキングによる市場アクセス制度である。CE マークは製品が EU 法令の要求を満たすことを示す表示であり、これにより EU 域内で製品の自由流通が保証される。企業にとっては単一の制度への適合で域内市場にアクセスできる「規制パスポート」として機能する。

第五の特徴は、市場監視と供給チェーン責任の制度化である。NLF では製造者だけでなく輸入者・流通業者などの経済事業者の責任を明確化し、市場監視を通じて制度の実効性を確保している。このように NA/GA/NLF は、法令・標準・認証・監視を体系的に組み合わせた「制度的エコシステム」として機能している点に特徴がある。

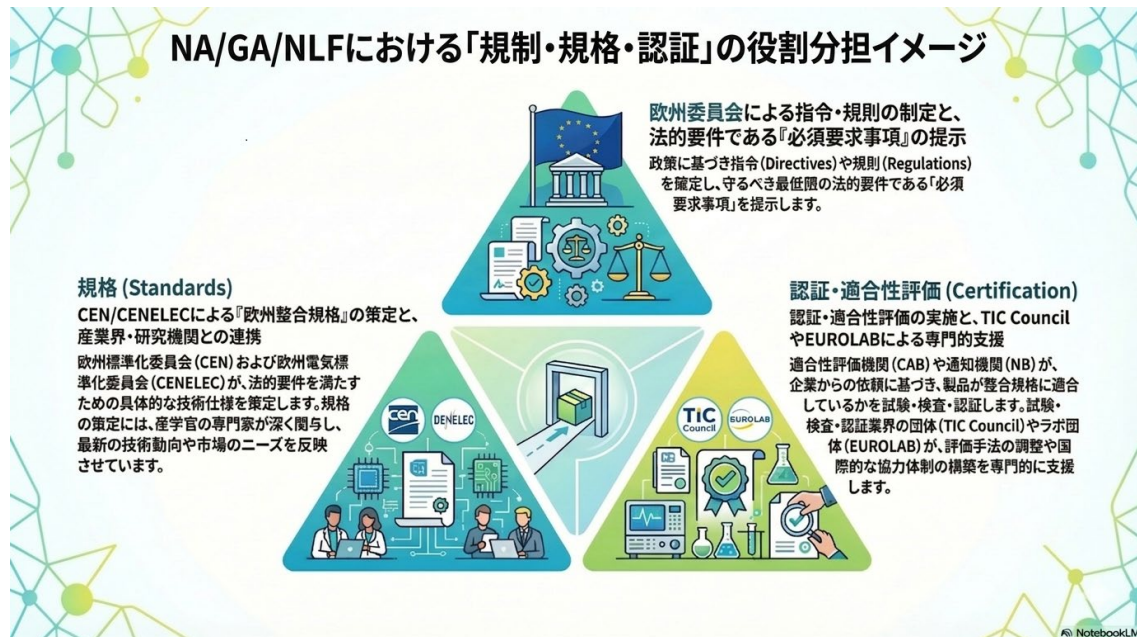


図 4-2 NA/GA/NLF における「規制・規格・認証」の役割分担イメージ

NA/GA/NLF では規制当局が製品の技術的細目そのものに直接入り込む範囲を限定し、まず法令で安全・健康・環境保護などの必須要求事項を定め、その具体的な技術仕様は CEN、CENELEC、ETSI の整合規格に委ねる構造にしている点である。

欧州委員会は、NA の本質を「立法内容を essential requirements に限定し、technical details を harmonized standards に委ねること」と説明している。

さらに、製造者は自らリスク分析を行い、どの必須要求事項が適用されるかを特定し、技術文書と EU 適合宣言を作成し、CE マーキングを行う責任主体とされる。認定代理人には文書保管や当局対応などの行政的業務は委任できるが、製

造工程での適合確保や技術文書作成そのものは原則として委任できず、最終責任は製造者に残る。輸入者・流通業者も単なる物流主体ではなく、表示・文書・追跡可能性の確認や不適合時の協力義務を負う。

Blue Guide は、NLF が経済事業者の責任、市場監視、認定、第三国製品の管理までを含む「complete system」であると説明している。したがって NA/GA/NLF は、規制→規格→適合性評価→市場監視を一本の制度連鎖として設計しつつ、責任の中心はあくまで製造者に置く点に特色がある。

⑧ NA/GA/NLF の評価¹¹¹²¹³

a.規制当局の視点

肯定的評価：

EU 政策研究では、ニューアプローチは「法令を簡素化しつつ単一市場の統合を進めた制度」と評価されている。欧州委員会は、この制度により加盟国間の技術的貿易障壁が大幅に削減され、EU 市場の統合が促進されたと指摘している。また OECD は、標準化機関や適合性評価機関を活用することで、行政資源を効率的に利用できるガバナンスモデルと評価している。

否定的評価：

¹¹ https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/goods/new-legislative-framework_en?utm_source=chatgpt.com

¹² European Commission Blue Guide

https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/blue-guide-implementation-product-rules-2022-published-2022-06-29_en

¹³ “The Economics of Single Market Regulation”- Jacques Pelkmans

一方で、規制責任の分散が課題との指摘もある。特に標準化機関やノーティフィカイドボディなど多数の主体が関与するため、規制の一貫性や監督の負担が増える可能性が指摘されている（OECD 規制研究）。

また加盟国ごとの市場監視能力の差により、制度の実効性にばらつきが生じるという問題も報告されている。

中立的評価：

政策研究では、NA/GA/NLF は「政府主導型規制と民間標準のハイブリッド型制度」と位置付けられることが多く、制度の成功は標準化機関や認証機関の能力に依存するとの見方が示されている。

b.産業界の視点

肯定的評価

EU 域内企業からは、CE マーキング制度により「一つの規制への適合で EU 全体にアクセスできる」点が評価されている。JETRO の分析でも、EU 単一市場では製品の自由流通が保証されるため、企業にとって市場参入の効率性が高い制度とされる。

また標準化を通じて産業界が技術ルール形成に関与できる点もメリットとされる。

否定的評価

他方で、企業にとって適合性評価や認証コストが負担となる場合もある。特に中小企業や域外企業にとっては、ノーティファイドボディによる試験・認証、技術文書作成、CE マーキング手続きなどのコストが参入障壁となり得るとの指摘がある¹⁴。

中立的評価

産業界の評価は業種によって分かれる。高度技術産業では標準化による市場拡大が評価される一方、低付加価値製品では規制負担が強く感じられる傾向がある¹⁵。

c.社会（消費者）の視点

肯定的評価

消費者保護の観点では、EU 制度は安全基準の統一と市場監視により製品安全を向上させたと評価されている。CE マーキング制度は消費者に対して安全性の保証を示す制度として機能しているとされる¹⁶。

否定的評価

しかし CE マークは「品質保証ではなく法令適合の表示」に過ぎないため、消

¹⁴ JETRO『EU 基準認証制度の現状と問題点』https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05001347/05001347_001_BUP_0.pdf

¹⁵ European Commission (2014) “The EU Single Market: Impact on Member States”

https://www.astrid-online.it/static/upload/amch/amcham_eu_single_market_web.pdf

¹⁶ European Commission (2014) “The EU Single Market: Impact on Member States”

https://www.astrid-online.it/static/upload/amch/amcham_eu_single_market_web.pdf

費者が過度に安全性を期待してしまう可能性があるとの指摘もある。また自己宣言による適合性評価が認められる分野では安全性の担保が不十分となる可能性が議論されている。

中立的評価

多くの研究では、制度の安全性は市場監視の強さに依存するとされ、制度自体よりも監督体制の質が重要と評価されている。

d.EU 域内/域外の視点

域内視点（肯定）

EU 域内では、この制度が単一市場の基盤として機能し、企業の域内取引コストを低減したと評価されている。

域外視点（否定）

一方、域外企業からは EU 規制が事実上の「非関税障壁」となる場合があるとの指摘もある。CE マーキング取得や EU 規格への適合が必要となるため、輸出企業に追加的な規制負担が生じる可能性がある（WTO・JETRO 分析）。

中立的評価

ただし EU 規格が国際標準化に影響を与えることで、結果的にグローバル市場での規格統一を促進するという評価もある。

e.EU 産業への効果

定性的効果（肯定）

研究によれば、NA/GA/NLF は欧州企業の技術標準形成能力を高め、「規制と標準を通じた市場形成」を可能にしたとされる。いわゆる「ブリュッセル効果（Brussels Effect）」により、EU 規制が世界標準化に影響を与えるケースも指摘されている。

定量的効果（肯定）

単一市場の完成により EU 域内貿易は大幅に増加したとされ、EU 委員会の評価では域内貿易は単一市場導入後に数十%規模¹⁷で拡大したと報告されている。

否定的評価

他方で、規制遵守コストや認証コストが企業負担となり、特に中小企業のイノベーションを抑制する可能性を指摘する研究もある。

中立的評価

多くの政策研究では、NA/GA/NLF は「市場統合と規制コストのトレードオフ」の上に成立する制度であり、分野によって効果が異なると結論づけられている。

¹⁷ “The EU Single Market: Impact on Member States”(LE Europe)によれば、EU 全体の GDP に対する財（物品）の域内輸出総額の割合は、1995 年の 14.2%から 2015 年には 20.8%に上昇（50%近い増加）を記録したと記載されている

⑨ NA/GA/NLF と”個別法令・詳細技術基準中心モデル”の比較

ここでは、NA/GA/NLF を規制が直接担う範囲を絞り、その代わり規格・認証・市場監視を組み合わせる制度全体として厳格さを確保する仕組みとして捉えた。

EU では、法令は必須要求事項を示し、技術解は整合規格に委ねられるため、規制当局の直接アプローチは「技術の細部」よりも「達成すべき保護水準」と「上市後の監視」に重心がある。

他方、詳細技術基準中心モデルでは、規制が寸法・材質・構造などに直接及びやすく、事前適合の明確性は高いが、技術進歩への追従に法改正を要しやすい。

日本の電気用品・ガス用品等においては、仕様規定から性能規定への見直し、JIS 等を整合規格として活用する方向も示されており¹⁸、これは NA/GA/NLF に類似した動きの一例と考えられる。

OECD は、規制と QI（標準、適合性評価、認定、市場監視）が連動すると、より機動的で効率的な規制が可能になる一方、制度が複雑で企業や行政にとってナビゲートしにくい面もあると指摘している。したがってこの比較の視点は、「規制の強弱」ではなく、「どこを規制が直接担い、どこを標準・認証・市場監視に委ねるか」という役割分担にある。

¹⁸ 経済産業省「第 15 回 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 資料 9『製品安全分野の性能規定化について』

表 4-1 NA/GA/NLF と「個別法令・詳細技術基準中心モデル」の比較

比較項目	NA/GA/NLF	個別法令・詳細技術基準中心モデル（比較対象概念）
規制が直接アプローチする範囲	公共利益に関わる必須要求事項、市場監視、経済事業者責任	法令・省令・告示等が技術細目まで直接規定しやすい
技術仕様の置き場所	主として整合規格に置く	主として法令本文や技術基準に置く
規格の位置づけ	任意利用だが、適合すると適合推定が働く	規格は参考、又は法令に取り込まれて実質 mandatory になりやすい
適合立証の基本責任	製造者が中心。必要に応じノーティファイドボディ利用	行政許認可・指定検査・個別制度ごとの要件確認に寄りやすい
認証・試験の役割	モジュール方式でリスクに応じて自己宣言/第三者評価を使い分け	分野ごとに個別制度。手続の統一性は相対的に弱い
認定の役割	NLFの中で制度信頼性を支える横断基盤	分野依存。認定がある場合も、制度横断性は相対的に限定的
市場監視の位置づけ	事前審査だけでなく上市後監視が中核	事前規制が強い場合、上市後監視は相対的に弱くなりうる
技術進歩への対応	規格改訂で比較的機動的に追従	法令改正が必要な範囲が広いと追従が遅れやすい
企業の設計自由度	必須要求を満たせば方法は選択可	法令細目への適合が優先され、自由度が相対的に小さくなりやすい
制度運用上の難所	標準化・認証・監視の連携設計、事業者の理解負担	法改正負担、技術革新への追従、制度ごとの断片化
日本との関係での示唆	性能規定化・整合規格活用と相性がよい	日本でも一部分野では既に性能規定化へ移行中 ¹⁹

（３）ヒアリングのまとめ（NA/GA/NLF）

欧州における規制・規格・認証の一体的推進に関するヒアリングにおいて、自動車分野における「国際協定（UN 規則）を通じた相互承認」は、グローバルアプローチの成功事例として機能していること、我が国が今後目指すべき方向

¹⁹ 注）建築分野、消防・防災分野、道路・インフラ分野、製品安全分野など

性としては、欧州において指摘されている整合規格発行の遅延といった課題を踏まえつつ、国際基準への主導的関与と国内規制の合理化を組み合わせた機動的な統治体制の確立が重要であるとの意見があった。

具体的には、書面審査の活用や事後監視へのシフト等を含む規制手法の見直しにより、迅速かつ柔軟な対応が可能な体制の構築が求められるとのことである。

また、こうした制度設計においては、産業界の負担軽減のみならず、消費者の安全を確保する観点から、実効性のある市場監視体制を併せて整備することが不可欠である。すなわち、国際的な相互承認の枠組みと整合しつつ、規制の合理化と実効性のある市場監視を一体的に推進することが、我が国における持続的かつ信頼性の高い制度モデルの構築に資するものと考えられるとの意見があった。

5 会議体の企画・運営

(1) 概要

会議体の企画・運営は内閣府と連携し、委員委嘱手続、諸連絡、日程調整、資料作成、会場の確保、当日の運営、議事録の作成などを行なった。会議体は 12

名の委員で構成し、年度内に 3 回、対面とオンラインによるハイブリッド形式で開催した。

(2) 企画・運営

会議体名：

令和 7 年度国際標準活動に係る専門サービス育成強化等ワーキンググループ

(以下 WG)

開催実績：

第 1 回 WG 2025 年 11 月 25 日(火) 13 時～15 時 (対面・オンライン開催)

於：ビジョンセンター東京虎ノ門 504 会議室

出席委員数：12 名 (対面 9 名、オンライン 3 名)

第 2 回 WG 2026 年 1 月 15 日(木) 15 時～17 時 (対面・オンライン開催)

於：ビジョンセンター東京虎ノ門 504 会議室

出席委員数：12 名 (対面 10 名、オンライン 2 名)

第 3 回 WG 2026 年 3 月 12 日(木) 10 時～12 時 (対面・オンライン開催)

於：ビジョンセンター東京虎ノ門 605 会議室

出席委員数：12 名 (対面 9 名、オンライン 3 名)

(3) 委員からの主なご意見

① 見える化・連携強化について

a) 見える化

- 試験・認証情報の集約とアクセス性向上の意義は大きく、産業界からのニーズも高い。
- 情報の粒度・更新頻度・正確性・公平性、管理主体・運用体制について整理が必要。
- 「見える化」は目的ではなく、利用目的から設計する必要がある。
- 単なるデータベースでは不十分であり、コンサルティング的な伴走支援や実装支援情報が重要。
- 中小企業・スタートアップが使いやすい設計が必要。
- 海外規格対応状況など実務上有用な情報の可視化が不可欠。
- スキームオーナーや流通方針など、規制外の市場情報も対象に含める必要がある。
- 利用者数確保のため、ニーズの大きい分野から着手する必要がある。
- AI 活用により、認証機関情報の自動収集・更新、要約・一覧化が可能。
- 継続的な保守・更新、UI/UX 改善が重要。
- 既存の情報基盤との整理・統合が必要。

- データベースは「使われること」が重要である。

b) 連携強化

- 産業界から「相談先が分からない」との課題がある。
- 連携の目的やメリットが不明確である。
- 機関間連携が属人的に行われている。
- 何を目的に連携するのかの明確化が必要。
- 分野ごとの役割分担の整理が必要。
- 独禁法など制度面への配慮が必要。
- 省庁横断の情報共有・連携の仕組みが有効。
- 標準化団体間の連携強化が必要。
- データや将来課題の連携が重要。
- ASEAN 等の海外市場を含めた連携が有効。
- オールジャパンでの連携が必要。
- 企業・業界団体の主体的関与が不可欠。
- 連絡会だけでは不十分。

② NA/GA について

- 規制・標準・適合性評価を一体的に進める方向性が重要。
- 国際標準との整合を前提とした制度設計が不可欠。

- 「全体最適（欧州型）」か「個別最適（米国型）」かの選択が論点。
- マーケットレギュレーション型の導入が論点。
- モデル事業による実証が重要。
- 成功事例だけでなく適用困難事例の共有が有効。
- ガイドラインを出発点とし、将来的に法制度化が必要。
- MRA（相互認証）や認定制度の国際整合性確保が不可欠。
- ノーティファイドボディの定義拡張が課題。
- CE マーキング制度への対応が必要。
- 試験設備・人材への初期投資負担が課題。
- 初期段階における維持コストの問題がある。
- 認証人材の育成・評価の仕組み整備が必要。
- 公共調達における JIS 活用が重要。
- GX-ETS など規制と認証を結びつける枠組みが進展している。
- 品質インフラ（標準化・認証・計量・認定・市場監視）の強化が必要。
- QI という用語は誤解を招く可能性があり、整理が必要。
- 日本は規制・規格・認証の一体性が弱い。
- 国際ルール形成への関与が必要。
- 規制改革は目的ではなく手段である。

- 民間標準や自主規制を含む官民連携型ルール形成が重要。

6 報告書の作成

(1) 概要

3. から 5. の内容を取りまとめた報告書を作成。報告書は全体版および概要版の 2 種類の資料（MS Word 形式、MS Excel 形式）を作成し、内閣府担当者と協議して作成。

また、公表可能な資料として、全体版および概要版について、公表に適さない内容（営業秘密に相当する内容等）を除いた資料をそれぞれ作成。非公開とする内容は、内閣府担当者と協議して決定。

7 参考・引用文献リスト

- ‘Blue Guide’ on the implementation of EU product rules 2022. (2022 年 6 月). 参照先:
https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/blue-guide-implementation-product-rules-2022-published-2022-06-29_en
- 参照先:
<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2025/html/ecb.sp250618~3394068884.en.html>
- European Commission. (日付不明). New legislative framework. 参照先: https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/goods/new-legislative-framework_en?utm_source=chatgpt.com
- European Commission. (日付不明). New legislative framework. 参照日: 2025 年 10 月 23 日, 参照先: New legislative framework - Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
- European Commission. (日付不明). The Economic Impact of the European Single Market. 参照日: 2025 年 10 月 23 日, 参照先: https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/economic-impact-european-single-market_en
- European Communities. (1989 年 10 月). Official Journal of the European Communities II (Preparatory Acts) COMMISSION A GLOBAL APPROACH TO CERTIFICATION AND TESTING.
- Jacques Pelkmans. (2012). “The Economics of Single Market Regulation” - Jacques Pelkmans. 参照先: https://www.coleurope.eu/sites/default/files/research-paper/beep25_0.pdf?utm_source=chatgpt.com
- JETRO. (2006 年 9 月). EU 基準認証制度の現状と問題点. 参照先:
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05001347/05001347_001_BUP_0.pdf
- JETRO. (2023 年 10 月). 自己宣言のための CE マーキング適合対策実務ガイドブック (EU) . 参照先:
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/34c198d9628fe97f.html>
- JETRO. (日付不明). EU 貿易管理制度. 参照日: 2025 年 10 月 23 日, 参照先:
https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade_02.html
- Jonne Lehtimäki, David Sondermann. (2020 年 4 月). The growth impact of the European Single Market. 参照先:

<https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/scpwps/ecb.wp2392~83000b6b14.en.pdf>
 LE Europe. (2017 年 12 月). The EU Single Market: Impact on Member States. 参照先:
https://www.astrid-online.it/static/upload/amch/amcham_eu_single_market_web.pdf
 NATIONAL AUDIT OFFICE, UK. (1990 年 1 月). Department of Trade and Industry:
 Promotion of Quality and Standards.
 OECD. (2025 年 9 月). Reinforcing Regulatory Frameworks through Standards,
 Measurements And Assurance. 参照先:
https://www.oecd.org/en/publications/reinforcing-regulatory-frameworks-through-standards-measurements-and-assurance_f398be90-en.html
 Product Compliance Institute. (日付不明). EU: Product legislation – revision of the New
 Legislative Framework (NLF). 参照日: 2025 年 10 月 23 日, 参照先:
<https://www.productcomplianceinstitute.com/2025/07/22/eu-product-legislation-revision-of-the-new-legislative-framework-nlf/>
 イーエムテクノロジー. (2021 年 9 月 16 日). CE マーキング制度. 参照日: 2025 年 10 月 23
 日, 参照先: <https://www.em-technology.co.jp/posts/post32.html>
 外務省. (2007 年 4 月). 単一市場. 参照先:
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/market.html>
 株式会社オウルズコンサルティンググループ. (2025 年 3 月). 国際標準化活動の基盤強化
 調査報告書. 参照先:
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/kokusai_hyoujun/research_studies/re
 port.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/kokusai_hyoujun/research_studies/report.html)
 株式会社フジセーフティ・サポート. (日付不明). NLF (New Legislative Framework)—制定
 の経緯. 参照日: 2025 年 10 月 23 日, 参照先: NLF(New Legislative Framework) |
 株式会社フジセーフティ・サポート
 経済産業省. (2016 年 4 月). 第 15 回 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委
 員会 資料 9『製品安全分野の性能規定化について』. 参照先:
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/015.ht
 ml](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/015.html)
 辻幸和. (2016). 「ニューアプローチ指令からの新しい法的枠組み規則 NLF に基づく建設
 製品指令 CPD からの建設製品規則 CPR の制定 (辻幸和)」. 参照先:
https://cir.nii.ac.jp/crid/1390001204541345408?utm_source=chatgpt.com
 飯塚悦功. (2021). 飯塚悦功の「アキラメのころ」 東京大学名誉教授 飯塚悦功著
 No.264 (2021-07-27) , No.276 (2021-10-19) , No.267 (2021-10-26) .